



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス福祉国家の思想的源流（1789～1910年）（3）－社会経済学・社会的共和主義・連帯主義－
Author(s)	田中, 拓道; TANAKA, Takuji
Citation	北大法学論集, 55(5), 93-146
Issue Date	2005-01-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15324">https://hdl.handle.net/2115/15324</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(5)_p93-146.pdf



フランス福祉国家の思想的源流（一七八九～一九一〇年）（三）

——社会経済学・社会的共和主義・連帯主義——

田中拓道

目次

序論

第一章 社会問題

第一節 導入

第二節 革命期——〈市民的公共性〉と〈政治化された公共性〉

(以上五十五卷一、二号)

第三節 世紀転換期のイデオログ——へ社会科学の公共性へ  
第四節 一八三〇年代——「社会問題」の登場

第二章 社会経済学——「新しい慈善」

第一節 導入

第二節 政治経済学

第三節 社会経済学

第一款 社会経済学用法史

第二款 社会経済学の秩序像

第三款 社会経済学の統治像

第四節 社会経済学の展開

第三章 社会的共和主義——「友愛」

第一節 導入

第一款 先行研究と視角

第二款 言説の場

第二節 社会問題と共和主義

第一款 未完の革命

第二款 人類という宗教

第三節 「友愛」の共和国

第一款 アソシアションからナシオンへ

第二款 普通選挙と労働の権利

第四節 「友愛」の隘路

第一款 「法」と「モラル」

第二款 「人民」の「代表」表象

(以上五十五卷四号)

第五節 第二帝政期——「友愛」から「連帯」へ

第一款 第二帝政の成立

第二款 共和主義の再構成

第四章 連帯主義——「連帯」

結論

(以上本号)

第二章 社会経済学——「新しい慈善」

第三節 社会経済学

第三款 社会経済学の統治像

社会経済学は、上下階層のつながりを維持し、「新しい慈善」を組織化するために、貧民の生活状態にかんする知の蓄積を重視する。その目的は、社会の「一般法則」の発見ではなく、個別の実践を有機的に結合することである。ジェランドは次のように言う。「全体の幸福、人類という大家族の完成が、あらゆる社会科学の目的であるならば、不幸な諸階級にかんする社会科学は、その他の社会科学の前提条件ではないだろうか<sup>(1)</sup>」。この科学では、「行動が理論に優先」する。それは単なる抽象的思弁ではなく、貧民をめぐる個別状況を「記述」し、それらを類比・対比し、分類することで、よりよい実践への指針を引き出すことを目的とする<sup>(2)</sup>。そこでは貧困現象が、できるかぎり多様な「異なる諸側面」

から、「全体のシステムとの調和」「社会全体とのかかわり」において考察されなければならない。

このような「社会科学」に支えられた統治行為は、「公」と「私」の結合によってなされる。ジェランドは言う。「公的慈善事業と私的慈善が、互いに固有の活動領域で行われ、一般的・継続的な相互扶助をもたらずよう、両者のあいだにより緊密な協力を築き上げること」。<sup>(3)</sup>「新しい慈善」は、家族・パトロナージュ・共済組合・貯蓄金庫などによる私的イニシアティヴに依拠し、公権力はそれらを補完する役割を担う。以下では、このような統治の具体像を、(一)アソシアシオン、(二)国家の順に見ておきたい。

#### (一) アソシアシオン

革命期に、ル・シャプリエ法に代表される一連の立法によって、私的・職業的結社の規制がなされたことはよく知られている。<sup>(4)</sup>「アソシアシオン」は、旧体制から宗教的性格と反個人主義的性格を引き継いでいるとされ、十九世紀初頭まで否定的にとらえられていた。<sup>(5)</sup>帝政期に制定された刑法二九一条では、宗教的・政治的結社のみならず、文芸を含むあらゆる結社について、二十人を越える場合には政府の許可が必要とされた。<sup>(6)</sup>これにたいして復古王政期は、結社への「寛容」によって特徴づけられる。ナポレオン軍の帰還や産業化の進展を背景として、共済組合の秩序維持にたいする「有用性」が公権力に認められ、旧体制下の同業組合や信心会 (confrerie) を引き継いだ共済組合の再建が、事実上進められた。例えば、一八二二年のパリでは、百三十二の共済組合に一万一千人が所属していた。<sup>(7)</sup>

一八一八年に出版された保守主義者ラ・ボルドの『アソシアシオンの精神について』は、この時期の支配層による「アソシアシオン」のとらえ方を示している。彼によれば、「コルポラシオン」とは、階層ごとの「水平的」集団であり、「アソシアシオン」とは、上下階層から構成される「垂直的」組織である。コルポラシオンは、過去のフランスにおいて、

階層間の分断を生み出した。それにたいしてアソシアシオンは、「共通の目的に向けた…集合的で緊密な行動、異なる諸要素の「一体性」によって特徴づけられる。すなわちそれは、下層階級に「啓発された、勤勉な」精神を植え付け、上階層間の協調を維持し、「一般的利益」を生み出すための組織である。<sup>(8)</sup> ラ・ボルドは、イギリスにおけるアソシアシオンの役割を高く評価し、同様の制度をフランスに導入すべきであると説いている。

七月王政期の社会経済学者は、こうした保守的社会観に基づく個人主義原理への批判と、中間集団の再生論を引き継いでいる。法的には、一八三一年、三四年のパリヤリヨンでの労働者蜂起を背景に、一八三四年四月十日法によって、むしろアソシアシオンへの規制は強化された。<sup>(9)</sup> これにたいして、たとえばジェランドは、一八三四年の擾乱が、比較的裕福な親方層の集団に担われたとし、労働者を含む共済組合の役割を次のように擁護する。「人々を結びつけ、利益を合致させ、互いを連帯させる紐帯には、常に良い点がある。共済組合とは、仲間同士の結合体 (confraternité) である。相互扶助は、お互いの善意の表現である。…「仲間に」扶助を適用する際に課される条件は、放埒さへの警告となり、恥ずべき行いへの監視を促し、節制に忠実であるよう奨励する<sup>(10)</sup>」。ジェランドにとつて、共済組合は、労働者同士の交流を通じて互いの「モラル」を向上させ、秩序を維持するために有用な組織である。

王党派に近いカトリック社会経済学者フェルディナン・ベシヤールは、「アソシアシオン」を主題に据えた著作の中で、次のように論じている。彼によれば、現在の社会問題は、「思想的物質主義、道徳的エゴイズム、政治的分断」によつてもたらされている。<sup>(11)</sup> 一方では、「慈善」という社会的義務を軽視する自由主義があり、他方では、個人の財産権を否定し、国家への集権化を主張する社会主義がある。個人と国家の二項対立を避けるためには、「社会という至高の原理」に訴えなければならぬ。<sup>(12)</sup> 「社会」は、個々人の労働と相互扶助の義務によって成り立つ自律的領域であり、国家の直接的介入にはなじまない。彼は、コミュニケーションへの国家権力の分権のほか、職域ごとのアソシアシオンの形成を重

視する。アソシアシオンの目的は、労働者の「モラル化」である。「アソシアシオンの精神は、エゴイズムを矯正し、国内の習俗と職業的徳を刺激する」<sup>(13)</sup>。それは自発的加入を原則とするものの、地方の公権力によって、加入を奨励される必要がある。アソシアシオンは、パトロナージユ・地方権力との協同の下で、秩序を実現する<sup>(14)</sup>。

この時期の社会経済学を代表するヴィルヌーヴ・バルジュモンは、労働者のみから成る労働組合を認めたくうえで、その目的が労使協調に限定され、地方権力の規制に服するべきであると主張する。

「旧来のコルポラシオンは、労働組合 (syndicat) の形を選択して結成されることが認められた場合には、同じ職業の全労働者から成るアソシアシオンへと置き換えられるべきである。…この団体は、おそらく労働者のあいだに、共済金庫や節制協会の形成…を促し、協同の精神 (esprit d'association) を発展させることに役立つであろう」<sup>(15)</sup>。

このように、七月王政期の社会経済学者の語るアソシアシオンとは、下層階級の「計画性 (prevoyance)」「思慮 (prudence)」を向上させ、彼らに労働規律や生活規律を教化することで、社会全体の秩序を維持するための組織であった<sup>(16)</sup>。その目的は、たんなる相互扶助にとどまらず、下層階級の「モラル」への働きかけを通じた上下階層の結合にあった。こうした役割づけは、ギゾーの推進した初等教育義務化法 (一八三三年六月二十八日法) にたいする社会経済学者の批判にも現れている。ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、公権力による教育の強制にたいして、「教育の自由」を訴え<sup>(17)</sup>、ビュレは、読み書き能力の育成だけでなく、宗教・モラルの教育、職業教育の重要性を訴える<sup>(18)</sup>。ジェランドによれば、教育はまず家族に担われ、性別、年齢、地域、知的教育や職業教育などの目的に応じて、貧困家庭の子供の収容所、貯蓄金庫、共済組合、扶助団体などの中間集団に担われなければならない<sup>(19)</sup>。国家は、これらの中間集団を前提とし、それらを「補完する (subsidiare)」役割を担うにとどまる<sup>(20)</sup>。

ビュレは一八四〇年の著作の中で、「アソシアシオン」論の隆盛を、次のように表現している。「アソシアシオンは、

貧困階級の生活上の運命的苦難を終わらせるはずの、謎の社会的言語、魔術的文言である<sup>(21)</sup>。この時期の社会経済学者は、パトロナージュ、共済組合、貯蓄金庫、飲酒習慣の改善を行う節制協会などを、社会問題への「最も有効な対策」と見なした。その一方で、四〇年代以降は、フリーエヤビュシエの影響を受けた職人・労働者層のあいだに、独自の生産協同組合、消費組合、貯蓄金庫、共済組合を形成する動きが広まっていった<sup>(22)</sup>。この二つの「アソシアシオン」論は、互いに交わることなく、四〇年代を通じて分岐を広げ、四八年には決定的な対立を迎えることになる。

## (二) 国家

社会経済学において、公権力と私的団体は、「まったく同じ性質を有する<sup>(23)</sup>」。国家は、私的イニシアティブによってなされた個別の実践にかんする知を蓄積し、それらをより効率的に配置し、有機的に結合する役割を担う。ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、次のように述べている。「政府はすべてを行えるわけではないし、特に産業と慈善についてはそうである。しかし、政府は常に産業と慈善を奨励し、称揚する能力を有している<sup>(24)</sup>」。国家の役割は、直接的な介入ではなく、共済組合、貯蓄金庫などの形成を奨励し、それへの監視と助言を行うことである。ペシャールによれば、国家には二つの捉え方がある。ひとつは、強制力を有する行政権力という捉え方であり、もうひとつは、人々の慣習に働きかける「精神的権威」という捉え方である<sup>(25)</sup>。ペシャールは国家を、説得という手段を通じて人々に働きかける「モラルと共同性」を体现する組織ととらえている。ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、それを「神意を体现する機関 (ministres visibles de la Providence)」と称する<sup>(26)</sup>。

七月王政期の社会経済学者は、こうした捉え方から、フランス革命以降の国家における「行政的集権化」を批判する<sup>(27)</sup>。ペシャールによれば、行政的集権化は、個人の抑圧ではなく、むしろ「個人主義」の発達とともに進展した。それは宗

教革命とともに生まれた「個人主義的理性」に端を発し、十八世紀啓蒙哲学と、その帰結であるフランス革命において頂点を迎えた<sup>(28)</sup>。フランス革命では、貴族・教会・職業組合・大学など、あらゆる中間団体が破壊されたことよって、個人主義と集権化の両極化が進行した。「社会問題」とは、こうした二極構造において生まれたものにほかならない。ベシヤールは、すでに述べたように、コミュニティへの分権化、アンシアシオン、パトロナーージュ、コミュニティの協力による社会の再組織化を主張する<sup>(29)</sup>。

- (1) Gérard, « Introduction », *De la bienfaisance publique*, t. 1, Paris, 1839, p. viii.
  - (2) *Ibid.*, p. xi.
  - (3) Gérard, *De la bienfaisance publique*, op. cit., t. 2, p. 610.
  - (4) 「同一の身分や職業の市民によるあらゆる種類の同業組合の廃止は、フランス憲法の根本的基礎の一つであるから、これを事実上再建することは、いかなる口実や形式のもとであれ、禁止される」(ル・シャブリエ法第一条)。
  - (5) « Association », dans Ch. Coquery et Guillaumin dir., *Dictionnaire d'économie politique*, Paris, 1854.
  - (6) Paul Nourisson, *Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789*, t. 1, Paris, 1920, p. 184. なお帝政期の貧困政策は、総裁政府期からの連続性によって特徴づけられる。それは、家庭内の扶助、施療院 (hospitiaux) や救済院 (hospice) への貧民の収容を中心とする (Michel Guillaume dir., *La sécurité sociale : son histoire à travers les textes*, t. 1, 1780-1870, Paris, Association pour l'étude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, 1988, Ch. 3)。
  - (7) *Ibid.*, p. 256.
  - (8) Alexandre de la Borde, *De l'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté*, 3<sup>ème</sup> éd., Paris, 1834, p. 25 et s.
- (9) 政治的目的での結社を規制するため、二十人以下のセクションに分割されたアンシアシオンも刑法二九一条の対象に含まれた。一八三四年法をめぐっては、七月王政の原理を「自由」であるとして、アンシアシオンの権利を擁護するギゾーやラマルテインと、一国内に異なる政府を作る権利は「自然権」にあたらない、とするティエールやパロなどのあいだで、

- 激しい議論が交わされた (cf. Nourrisson, *Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789*, t. 1, *op. cit.*, pp. 286-296)°
- (10) Gérando, *De la bienfaisance publique*, t. 3, *op. cit.*, p. 100.
- (11) Ferdinand Béchard, *La commune, l'Église et l'État dans leurs rapports avec les classes laborieuses*, Paris, 1849, p. ix.
- (12) *Ibid.*, p.xi.
- (13) Ferdinand Béchard, *Essai sur centralisation administrative*, t. 1, Marseille et Paris, 1836, p. 6.
- (14) *Ibid.*, pp. 191-194.
- (15) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, *op. cit.*, p. 480.
- (16) Emile Laurent, *Le paupérisme et les associations de prévoyance : nouvelles études sur les sociétés de secours mutuels, histoire - économie politique - administrations*, t. 1, Paris, 1865, pp. 256-287. こうした見方は、当時の公権力にも共有されていた。内務省は一八四〇年に、以下のような通達を出している。「共済組織は、困難な状態にある階層をモラル化することで…悪徳を改善する傾向を有する。労働者の扶助組織が結成されたところでは、公的秩序と、施療院の貧民数の減少という観点からみて、好ましい効果を認めることができた」(Michel Radelet, *Mutualisme et syndicalisme : ruptures et convergences de l'Ancien Régime à nos jours*, Paris, Presses Universitaires de France, 1991, p. 36)°。しかし、公権力による監視を前提とした共済組合の形成は、七月王政期を通じて停滞した。たとえば一八四二年の時点で、パリにおける組合への加入数は二万三千人にとどまり、八年前の調査から増加していない (Guillaume dir., *La sécurité sociale...*, t. 1, *op. cit.*, p. 286)°。
- (17) 一八三三年のいわゆるギョー法では、地方自治体によって初等教育機関を設置する義務が定められた。ただし、初等教育と中等・高等教育との連続性は希薄で、その主たる目的は、秩序の安定化であったとされる (Félix Ponteil, *Histoire de l'enseignement en France : Les grandes étapes 1789-1964*, Paris, Sirey, 1966, p. 199)°。
- (18) Buret, *De la misère des classes laborieuses*, t. 2, *op. cit.*, p. 450 et s.
- (19) Gérando, *De la bienfaisance publique*, t. 2, *op. cit.*, p. 451.
- (20) Béchard, *La commune, l'Église et l'État*, *op. cit.*, p. 75.
- (21) Buret, *De la misère des classes laborieuses*, t. 2, *op. cit.*, p. 296.
- (22) これらの団体は、溶接工、皮なめし工、大工、時計職人などの手工業者を中心に形成された (Anne-Marie Thomazeau, *Le*

- pari solidaire : histoire de la mutuaicé*, Lontreul, Viva éditions, 1998, p. 33)。彼らの用いた「マンシマンシ」の語彙については、以下を参照。Gaston Isambert, *Les idées socialistes en France de 1815 à 1848 : le socialisme fondé sur la fraternité et l'union des classes*, Paris, 1905.
- (23) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 280.
- (24) *Ibid.*, p. 346.
- (25) Béchard, *Esprit d'association*, op. cit., p. vii.
- (26) *Ibid.*, p. 345.
- (27) 七月王政期の保守主義者による「分権」論については、次を参照。A. J. Tudesq, « La décentralisation et la droite en France au 19<sup>e</sup> siècle », dans *La Décentralisation, 4<sup>e</sup> colloque d'histoire organisé par la faculté des Lettres et des Sciences humaines d'Aix-en-Provence, les 1<sup>er</sup> et 2<sup>nd</sup> décembre 1961*, Aix-en-Provence, Publications des Annales de la Faculté des Lettres, 1964, pp. 55-71. テュデスクによると、「分権化」は七月王政期の王党派によって、最も議論された主題のひとつだった。トクヴィルの「行政的集権」批判も、こうした文脈の上に位置づけられる。
- (28) Béchard, *Essai sur la centralisation administrative*, op. cit., pp. 52-54.
- (29) Béchard, *La commune, l'Église et l'État*, op. cit., p. 132.

#### 第四節 社会経済学の展開

カテリーヌ・デュプラは、「四〇年前後には、『博愛』一般を語ることに、いかなる意味もなくなった」と指摘している。<sup>(1)</sup>七月王政当初から自由主義と強く結びついていた博愛運動は、支配層の保守化とともに、「進歩と保守、活動と無為、自律と社会統制、解放と抑圧」という単純な枠組みによつては語りえなくなり、「当初有していた同一性」を喪

失していった。労働者たちにとつて、博愛運動に見られた「モラル化への働きかけ、社会統制の試み、…貯蓄金庫制度」は、「嫌悪すべき体制の支配の道具」と見なされ、忌避された、と言う。実際、上層階級の主導する共済組合の形成は、七月王政期を通じて停滞し、「道徳政治科学アカデミー」のモラル部門、政治経済学部門においても、一八四〇年のビュレの論文を境として、「社会問題」を主題とした議論は影を潜めていく。同じ一八四〇年には、プルードンの『財産とは何か』、ルイ・ブランの『労働の組織化』、共産主義者カベの『イカリア旅行記』など、この時期以降の労働運動を主導する重要な著作が相次いで出版される。両者の分岐は、一八四七年以降の経済不況を背景として、最終的に一八四八年二月革命による七月王政の転覆に至る。この革命において、「社会問題」への対応は、「モラル」の問題から政治体制の問題へ(王政から共和政へ)、さらには「権利」(扶助の権利と労働の権利)の問題へと転化する(第三章参照)。言い換えれば、七月王政期支配層の政治経済学と、被支配層の労働運動とを媒介し、法・国家領域と異なる「社会的」な平面の上で問題の解決を図ろうとした社会経済学の試みは、ここで一旦潰えることになる。

第二帝政下では、かつて『大衆的貧困の根絶』<sup>(3)</sup>を著し、「社会問題」の解決に強い関心を寄せていたナポレオン三世のイニシアティヴによつて、産業化の振興と限定的な社会政策の組み合わせが試みられた。ここでは、ナポレオン三世の統治に関わり、七月王政期の思想を引き継いで「社会経済学」の復権を担ったフレデリック・ル・プレ(Frédéric Le Play)について、言及しておきたい。

ル・プレは、一八〇六年カルバドス(Calvados)地方の行政官の家に生まれた。パリの土木学校で技師の教育を受け、エコール・ポリテクニク、鉱山大学校(Ecole des mines)を卒業する。彼は後に、この時期サン・シモン主義に接して、「社会科学」が全く未成熟であることを痛感したと回想している。七月王政期には、鉱山大学校の冶金学の教授などを務め、第二帝政期には国務院評定官としてナポレオン三世の統治に関与し、一八五五年パリ万国博覧会では総責任者と

なつた。一八五六年には「社会経済学協会 (Société d'économie sociale)」を設立し、労働者にかんするモノグラフィ「ヨーロッパの労働者 (Les ouvriers européens)」(一八五五年、第二版は大幅に加筆され一八七七〜七九年)や機関紙「社会改革 (Réforme sociale)」(一八六七年)の発刊を通じて、同時代の社会問題論に大きな影響を及ぼした。「社会経済学協会」には、アルマン・ド・ムラン、ミシェル・シュヴァリエ、オーギュスタン・コシヤンなど、社会カトリック、経済学者、プロテスタントに及ぶ多様な人物が属した。

第二帝政期の社会政策とル・プレの思想とは、必ずしも重なるわけではない。両者は、伝統的慈善や国家主導の博愛主義に否定的であり、産業化に適合した形で、予防原則に基づく最小限の介入を許容するという点で共通する。第二帝政下では、施療院の設置、低所得者への住宅補助、共済組合、退職・労働災害を対象とする貯蓄金庫の設置など、公権力による限定的な社会政策が試みられた。一八五二年三月二六日のデクレにおいては、上層階級のイニシアティブによって設立されたアソシアシオンのほか、労働者同士のアソシアシオンについても、その「有用性」が知事によって「是認される (approuvée)」場合には設置が認められた。<sup>(5)</sup>これにたいして、ル・プレは官僚制の肥大化を批判し、公権力ではなく、大企業のパトロンによる私的イニシアティブと、家族の再建を重視する。彼の思想は、むしろ第二帝政下にシュナイダー (Eugène Schneider) などの銀行家、大企業家の手で進められたパトロナーージュや、私的社會事業に対応している。

ル・プレによれば、「社会問題」の原因は、何より「モラルの無秩序」に見出される。「モラルの無秩序」とは、上下の階層が互いの依存関係を忘れ、「対立関係 (antagonisme)」に陥っていることである。<sup>(6)</sup>彼によれば、中世の社会では、上下の身分のあいだに安定した温情・依存関係が成り立っていた。フランス革命はこうした関係を破壊し、富裕層と貧困層のあいだに「対立関係」をもたらし、社会全体を無秩序に陥れた。その結果、自発的紐帯の欠如を埋めるために、

行政権力の肥大化、ル・プレの表現では「官僚制」の「専制」<sup>(7)</sup>がもたらされた。彼の思想は、こうした行政的集権化に対抗して、家族・パトロナージュ・コミュニティの再建による「社会」の再組織化を唱えたものである。ここではその特徴として、二点を指摘しておきたい。<sup>(8)</sup>

第一に、ル・プレの議論では、実践的な提言を行うための「社会科学」の方法論に大きな部分が割かれている<sup>(9)</sup>。その方法は、七月王政期の社会経済学、とりわけジェランドの方法を引き継いだものと位置づけられる。すなわち、抽象的・思弁的な議論ではなく、社会生活にかかわる諸事実を自らの目で観察し、できる限り多くの事実を収集し、それらを分類することで、統治実践を有機的に組織化する、という方法である<sup>(10)</sup>。具体的には、社会の最小単位である家族の観察が重視され、ヨーロッパの各地域ごとの家族の財産(動産、不動産、貯蓄)、全収入・全支出、家族内関係、近隣関係、宗教生活などについての詳細なモノグラフィを蓄積することが目指された<sup>(11)</sup>。

第二に、その実践的な提言は、「株家族 (famille-souche)」の再建、パトロナージュの活性化、コミュニティへの分権化から成る。ル・プレによれば、「社会の一体性」の中核となるのは、何よりも安定した家族である。彼は家族にかんするモノグラフィを分類し、「家父長的家族」「不安定家族」にたいする「株家族」の優位を主張する。「家父長的家族」とは、子供が婚姻後も家にとどまり、家長が強い権限を有する家族(ロシア、中欧など)であり、「不安定家族」とは、子供が婚姻後に家を離れる家族(西洋の産業地域)である。これにたいして「株家族」は、子供のうち一人が婚姻後に全家産を引き継ぐ家族であり、自由と権威を均衡させる最も安定した型である(イギリスなど)。フランスにおいては、「家父長的家族」が残存する一方、産業化の進んだ地域では「不安定家族」が拡大している。彼は「社会問題」に対して、「株家族」を組織化する必要性を訴<sup>(12)</sup>える。

さらに彼は、パトロンと労働者から成る「アソシアション」の役割を強調する。「集合的行為は、人々のあいだに、

最も高い個人的義務・責任の観念、事業や社会関係への知識、正義感…、自発的な協力によって一般利益を実現しようとする態度を発達させる<sup>(13)</sup>。資産を持たない労働者同士のアソシアシオンは、互いの状況の改善に役立たず、集団間の排他性や不平等を増大させるにすぎない。「大衆的貧困」の解決に適合するのは、土地所有者・商工業の企業主が、労働者に節制や貯蓄を働きかける「パトロナージュ」である<sup>(14)</sup>。

最後にル・プレは、国家への行政的集権化を批判し、「複数の家族や都市の集合的利益を結合する」コミュニティの再建を主張する<sup>(15)</sup>。それは、地方に行政的集権をもたらすことではなく、地域ごとの利益の共同体を再建することである。国家の役割は、家族・アソシアシオン・コミュニティ・地方 (Province) によってなしえないことのみ限定されなければならない<sup>(16)</sup>。

以上のように、ル・プレの思想は、「社会問題」を「モラル」の問題ととらえ、観察を通じた実践的知の蓄積のための「社会科学」を唱え、国家の介入ではなく、家族・パトロナージュ・コミュニティという中間集団の再建を通じた対応を模索するという点で、七月王政期の社会経済学を引き継ぐものであった。第三共和政以降、ル・プレ学派は複数の団体に分裂するが、彼が体系化した社会経済学は、パトロナージュ論を受け継いだエミール・シエイソン、生産協同組合を唱えるシャルル・ジッド、ミュテュアリスム運動、「社会資料館 (Musée social)」の設立に関わる人的ネットワークなどへと引き継がれ、第四章で論じるように、十九世紀末に隆盛を迎える。二十世紀に成立するフランス福祉国家は、この潮流の影響の下で、家族主義と共済組合主義という特徴を刻印されていくことになるであろう。

(1) Catherine Duprat, *Usage et pratiques de la philanthropie : pauvreté, action sociale et lien social à Paris, au cours du premier 19<sup>e</sup> siècle*, t. 2, Paris, C.H.S.S., 1996, p. 1261.

- (2) Joseph Proudhon, *Qu'est-ce que la propriété, ou Recherche sur le principe du droit et du gouvernement*, Paris, 1840 ; Louis Blanc, *Organisation du travail*, Paris, 1840 ; Etienne Cabet, *Voyage en Icarie*, Paris, 1840.
- (3) Louis-Bonaparte Napoléon, « Extinction du paupérisme », 1844, dans *Œuvres de Napoléon III*, t. 2, Paris, 1854, pp. 107-161.
- (4) Frédéric Le Play, *La réforme sociale en France. Dédit de l'observation comparée des peuples européens*, t. 1, Paris, 1864, p. 30.
- (5) Guillaume dir., *La sécurité sociale...*, t. 1, *op. cit.*, pp. 358-360. 一八五三年から六九年にかけて、全国の共済組合への加盟数は、二十七万二千人から九十三万三千人へと約三倍に増加した (Thomazeau, *Le pari solidaire...*, *op. cit.*, p. 47)。
- (6) Le Play, *La réforme sociale*, t. 1, *op. cit.*, p. 25.
- (7) Le Play, *La réforme sociale*, t. 2, *op. cit.*, p. 241.
- (8) 邦語によるル・プレおよびル・プレ学派の研究として、以下のものが優れている。廣田明「フランス・レジヨナリスムの成立—ル・プレ学派における家族、労働、地域—」渡藤輝明編『地域と国家—フランス・レジヨナリスムの研究』(日本経済評論社、一九九二年)、四九—一〇一頁；高木勇夫「ル・プレ学派の系譜」『研究紀要(日本福祉大学)』八八号、一九九三年、一四—一七—一七—一頁。その他の研究文献は、次の目録を参照。富田輝司ほか「日本福祉大学所蔵ル・プレ関係文献目録」『研究紀要(日本福祉大学)』八八号、一九九三年、一七—五—三〇—九頁。
- (9) ル・プレを「社会科学の祖」と位置づける論者もいるが (cf. Bernard Kalaora et Antoine Savoye, *Les inventeurs oubliés : Le Play et ses continuateurs aux origines des sciences sociales*, Paris, Champ Vallon, 1989)、参与観察によるモノグラフの蓄積というル・プレの方法は、抽象的・一般的法則の探求を目的とするその後の社会科学 (例えば十九世紀末の社会学) とは異なる系譜に属する。
- (10) Frédéric Le Play, *La méthode sociale, abrégé des Ouvriers européens*, Paris, Méridiens Klincksieck, 1989.
- (11) *Ibid.*, p. 225.
- (12) Le Play, *La réforme sociale*, t. 2, *op. cit.*, p. 24 ; Frédéric Le Play, *L'organisation de la famille selon le vrai modèle*, Paris, 5<sup>e</sup> éd, 1895, pp. 6-10.
- (13) Le Play, *La réforme sociale*, t. 1, *op. cit.*, p. 366.
- (14) Le Play, *La réforme sociale*, t. 2, *op. cit.*, pp. 25-32.

- (15) *Ibid.*, p. 274.  
 (16) *Ibid.*, p. 338.

## 第三章 社会的共和主義——「友愛」

### 第一節 導入

ピエール・ノラは『フランス革命事典』の中で、「共和国はその二重の誕生以来、充実した政治文化であると同時に空虚な政治形式でもある、という根本的な矛盾を抱えつづけてきた」と指摘している。<sup>(1)</sup> 革命以降のフランス共和主義は、私的自律を有する平等な市民から構成される共和国、という理念を担う一方で、それを具体化するための統治形式を模索し続けた。革命期の共和主義は、国民主義的教育、排外的「友愛」精神（愛国心）の強調、国家による生存権の保障によつて、理念的平等主義と、事実に存在する不平等（貧民としての「人民」）とを媒介することを試みた。こうした「政治化」された対応が安定した秩序形成に失敗すると、世紀転換期以降の思想家は、政治的領域と「社会的」領域を区別し、産業化とともに現れた貧困問題への対応を、下層階級のモラルへの働きかけによる「社会化」に委ねた。

一八三〇年代以降の共和主義は、民主権論を復権させ、都市労働者層を中心とする貧困を、政治的原理にかかわる問題として問い直した。彼らは「社会」の構成自体の変革を唱え、その延長上に、「社会的共和国(République sociale)」の樹立を目指す。本稿では、革命期の共和主義と区別される一八三〇年以降の共和主義を「社会的共和主義」と称し、それを政治経済学・社会経済学に対抗する「社会問題」への対応の一類型として考察する。

## 第一款 先行研究と視角

最初に、これまでの研究を整理したうえで、本稿の視角を提示しておきたい。革命期の共和主義と比較すると、十九世紀フランス共和主義への関心は、これまで比較的希薄であった。共和主義者に関する古典的研究は、二十世紀初頭に書かれた二つの著作――一八一五年から一八七〇年までを扱ったヴェイユの研究、七月王政から第二帝政を扱ったチエルノフの研究――である。<sup>(2)</sup> ヴェイユの研究が政治史の叙述を中心とするのにはたいし、チエルノフの研究は、主要人物の思想と行動を叙述し、四八年に権力を握る共和主義者たちが、普通選挙や共和政というシンボルを越えた具体的な政治プログラムを持たなかったことを指摘している。<sup>(3)</sup> 近年の研究では、第三共和政期を、代表制と政党制の導入による近代民主政治の確立期と位置づけ、その成立に至った要因を十九世紀史の内に探るといふ関心が、主流を占めている。『リパブリカン・モーメント』を著したノードは、「フランスで一八七〇年代に民主的制度が根づいたのはなぜか」という問いを立て、そのひとつの要因を、国家からの「市民社会」の文化的自律に求めている。<sup>(4)</sup> ハザレーシンハは、第三共和政期の義務教育制度の導入によって、近代シティズンシップ概念が成立した、とする通説を批判し、その起源を、第二帝政期の政治文化、とりわけ自由主義者、王党派、共和派などによって主張された分権論に見出そうとしている。<sup>(5)</sup> さらに彼は近著において、第三共和政期の共和主義の「知的起源」として、第二帝政期の五人の共和主義思想家――エミール・リトレ、デュポン・ウィット(Dupon-White)、エティエンヌ・ヴァシエロ(Etienne Vaucherot)、ユジェヌ・ペルタン(Eugène Pelletan)、ジュール・バルニーを採り上げ、彼らが公共善への志向、エリート主義、教育の重視などを共有するにもかかわらず、文脈に応じてその思想内容が多様であることを指摘している。<sup>(6)</sup> また、近年の十九世紀フランス思想史研究を代表するロザンヴァロンは、普通選挙制(一九九二年)、代表制(一九九八年)にかんする思想史研究につづいて、

同時期の民主主義研究の集大成である『未完のデモクラシー』（二〇〇〇年）を著している。そこでは、十九世紀の「民主主義の臨界例 (bords de la démocratie)」として、「理性主権」に依拠する十九世紀前半のドクトリネール、民衆の革命運動に立脚するブランキ主義、民衆の直接的政治参加を主張する一八五〇年前後の共和主義、人民投票に基づく第二帝政期の皇帝支配の四つが挙げられている。彼によれば、こうした試行錯誤を経て、第三共和政以降に代表制やレファレンダムなどが導入され、「中庸の民主主義 (démocratie de moyen)」が確立した<sup>(7)</sup>。

以上の研究において、三〇年代から四〇年代の共和主義思想は、大きく言えば、第三共和政へ至る「習熟過程」<sup>(8)</sup>、「過渡期」として位置づけられる。近代フランスの共和主義研究を代表するニコレの『フランスの共和主義思想 一七八九—一九二四年』では、その叙述の多くが第三共和政期の思想に割かれ、四〇年代の共和主義は、数頁しか採り上げられていない<sup>(9)</sup>。キュヴィエは、四八年を中心とした共和主義への一般的評価を、次のように指摘している。それは「曖昧模糊とした、ユートピア主義的性格」の思想であり、「素朴で夢想的な人びと」によって担われた。歴史的には、農業を中心とした「古いフランス」から、産業を中心とした「一八六〇年のフランス」へ至る「過渡期のイデオロギー」であった<sup>(10)</sup>。

こうした位置づけは、一八三〇年から十九世紀半ばまでの共和主義にたいする主に二つの解釈によって支えられている。第一は、それが具体的な政治的プログラムを持たず、政治的・社会的運動に付随した「ロマン主義的」表出にとどまった、という解釈である。マクシム・ルロワは、十九世紀フランスのロマン主義が、道徳的規制からの情念の解放を謳う一八三〇年以前の文学的ロマン主義から、一八三〇年以降、社会的な従属関係からの解放を主張する「社会ロマン主義」へと変質した、と指摘する<sup>(11)</sup>。文学史を研究するベニシユによれば、この時代は、未来への解放を謳う「預言者の時代 (le temps des prophètes)」であった<sup>(12)</sup>。そこでは「科学的ユートピア」が唱えられ、詩や美術によって「新しい世界」

が表現された。第二共和政研究を代表するアキュロンによれば、四八年世代のロマン主義は、フランスの「民俗 (folklore)」と「ナシオン」の「発見」を伴うものであった。<sup>(14)</sup> それは下からの民衆の情念や運動を代弁した運動であり、しばしば「宗教的」色彩を伴った、という。<sup>(15)</sup>

第二は、この時期の共和主義が、ブルジョワ思想とユートピア的社会主义との過渡的な混合であった、とする理解である。マルクスは、二月革命を検討した『フランスにおける階級闘争』において、その運動が金融貴族の寡頭支配に対抗する産業ブルジョワジー、小ブルジョワジー、プロレタリア、農民などの諸党派に担われ、内部に階級的利害対立を「潜在」させていたことを指摘した。彼によれば、第二共和政とは、「ブルジョワジーの代表間の妥協」の産物にすぎず、そうした融和の象徴が、この時期に称揚された「友愛」であった。<sup>(16)</sup> 十九世紀フランス共和主義を、社会経済構造との関連で考察したビルビームも、その過程に、思想上の同一性や収斂ではなく、むしろ多様性や対立を見出している。<sup>(17)</sup> キュヴィリエは、四八年世代の社会主义者の提唱した社会改革プログラムが、論者の数だけ多様であったことを指摘している。<sup>(18)</sup> 以上の指摘に見られるとおり、四八年二月革命に至る運動は、ナショナル派(穩健共和派)、レフォルム派(左派共和派)、社会主義者(サン・シモン主義、フリーリエ主義、ピュシエ主義、共產主義、ブルードン主義など)など、多様な勢力による協働の産物であった。二月革命直後から翌年の六月蜂起にかけて顕在化していくこれらの勢力の分岐を重視するならば、それ以前の「共和主義」とは、本来異なる思想が共存した「過渡期」の現象であった、ということになる。

本稿では、以上の研究状況を踏まえ、七月王政から第二共和政にかけての共和主義を、社会主義と区別される「社会問題」への対応の類型として考察する。ここで主たる対象とするのは、自らの生活利害に立脚してアソシアシオン・政治運動を展開した職人・労働者層ではなく、一八四八年以降に一時的に統治層を構成する共和派知識人(法律家、著

述家、ジャーナリスト)たちを中心とする言説である。以上のような対象の設定を行う狙いは、次の二点にある。

第一は、共和派知識人の思想に見られる「ロマン主義的」傾向と、彼らの「社会問題」への把握を関連づけて理解する、ということである。ベレンソンの指摘するとおり、この時期の共和主義における「人民」の神聖視、宗教へのコミットメントは、共和派知識人による民衆層の心性・利害の「代表 (représentation)」という機制とかかわっている。<sup>(20)</sup> アギュロンはこうした傾向を、フランス革命でキリスト教が否定されたことから生じた民衆層の精神的「空白」の充足、あるいは、民衆層に根強く残るカトリック信仰を共和主義の伝播のために利用したものと解釈している。<sup>(21)</sup> 共和派知識人は、「友愛」「人間主義」などの「ロマン主義的」概念を媒介することで、「社会問題」をナシオンという統合の象徴と結びつけ、それを「労働の権利 (droit au travail)」および「普通選挙権」という権利の問題や、「社会的共和国 (République sociale)」の樹立という政治体制の問題へと転化していった。彼らの「社会問題」論は、民衆層の生活利害に即した具体的構想を離れることで、政治経済学・社会経済学とは異なる民衆層の統合の論理として機能した。本章のひとつの目的は、このような思想展開の論理を明らかにすることである。

第二は、第二帝政下の哲学者による共和主義への問い直しを、「友愛」批判という観点から採り上げ、「友愛」から「連帯」へへ概念的变化を、「社会的共和主義の再構成」という文脈において考察することである。この作業によって、十九世紀半ばの共和主義が、民主主義の未成熟や、労働者の「階級意識」形成に至る前史<sup>(22)</sup>を示すとどまらず、第三共和期の共和主義や社会政策論へと批判的に引き継がれていくことを明らかにしたい。

以下ではまず、三〇年代以降の共和主義者の言説の場について検討し、社会経済学との相違を明らかにする(第二款)。次に、共和主義者による「社会問題」認識を採り上げ、「友愛」概念の意味内容について検討する(第二節)。その上で、「社会的共和国」の統治像と、その問題点について考察し(第三節、第四節)、第二帝政以降の展開について論ずる(第五節)。

- (1) ビエール・ノラ「共和国」『フランス革命事典二』みすず書房、一九九五年、九二二頁。
- (2) Georges Weill, *Histoire du parti républicain en France de 1815 à 1870*, Paris, 1900 ; J. Tchernoff, *Le parti républicain sous le monarchie de Juillet*, Paris, 1901 ; *Le parti républicain au coup d'Etat et sous le Second Empire*, Paris, 1906.
- (3) Tchernoff, *Le parti républicain sous le monarchie de Juillet*, op. cit., p. 454 et s.
- (4) ノードは、この問いにたいする既存の研究による応答として、三つの通説を挙げてゐる。①ジャコバン主義的政治文化の超克と、フェリリーやガンベッタなど新しい「実証主義世代」の登場、②中産階級の支配の確立 (Elwitt, E. Weber など)、③大ブルジョワ層や地主層などの旧エリートと、新エリート層であるブルジョワとの妥協の成立。Phillip Nord, *Republican Moment*, Cambridge, Harvard University Press, 1998, pp. 1-4.
- (5) Sudhir Hazareesingh, *From Subject to Citizen : The Second Empire and the Emergence of Modern French Democracy*, Princeton, Princeton University Press, 1998.
- (6) Sudhir Hazareesingh, *Intellectual Founders of the Republic : Five Studies in Nineteenth-Century French Republican Political Thought*, Oxford, Oxford University Press, 2001, p. 18, p. 281, p. 286.
- (7) Pierre Rosanvallon, *La démocratie inachevée : histoire de la souveraineté du peuple en France*, Paris, Gallimard, 2000. ロサンヴァロンによれば、特に四八年前後のロマン主義は、「フランス民主主義の本質的に非自由主義 (illibéralisme principal)」的な性格を表すものとされる (Pierre Rosanvallon, *Le sacre du citoyen: histoire du suffrage universel en France*, Paris, Gallimard, 1992, p. 288)。同様の視角による研究として、次を参照。Ronald Aminzade, *Ballots and Barricades: Class Formation and Republican Politics in France, 1830-1871*, Princeton, Princeton University Press 1993.
- (8) アギエロンによる一八四八年の歴史研究の表題である。Maurice Agulhon, *1848, ou l'apprentissage de la République, 1848-1852*, Paris, Seuil, 1973.
- (9) Claude Nicolet, *L'idée républicaine en France (1789-1924)*, Paris, Gallimard, 1982, pp. 135-146.
- (10) Armand Cuvillier, *Hommes et idéologues de 1840*, Paris, Librairie Marcel Rivière et Cie, 1956, p. 227.
- (11) Maxime Leroy, *Histoire des idées sociales en France*, t. 3, *d'Auguste Comte à P.-J. Proudhon*, Paris, Gallimard, 1954, p. 134. 特にこの時代の「社会的」傾向と文学的・芸術的ロマン主義との結合については、以下の研究が詳しい。H. -J. Hunt, *Le socialisme*

- et le romantisme en France : étude de la presse socialiste de 1830 à 1848*, Oxford, Clarendon Press, 1935. ハントによれば、「『うかなる時代』も、十九世紀前半は、社会的技能 (art social) に関する学説が熱心に教えられた時期はなかった」(*ibid.*, p. 339)。
- (12) Paul Bénichou, *Le temps des prophètes : doctrines de l'âge romantique*, Paris, Gallimard, 1977.
- (13) *Ibid.*, pp. 10-12.
- (14) Agulhon, *op. cit.*, p. 21.
- (15) *Ibid.*, p. 22 など。四八年世代の左派の宗教性については、ヘレンソンの以下の研究を参照。Edward Berenson, *Populist Religion and Left-Wing Politics in France, 1830-1852*, Princeton, Princeton University Press, 1984 ; « A New Religion of the Left : Christianity and Social Radicalism in France, 1815-1848 », in François Furet and Mona Ozouf ed., *The Transformation of Political Culture, 1789-1848*, London, Pergamon Press, 1989, pp. 543-560.
- (16) マルクス『フランスにおける階級闘争』大月書店、一九六〇年、三八頁、四六頁。
- (17) ピルビームによれば、共和主義の理念は、一七八九年人権宣言の受容、自由・平等・友愛へのコミットメント、反教権主義、愛国主義などによって特徴づけられる。しかし、「これらは共和主義の独占物とは到底いえない」(Pamela M. Pilbeam, *Republicanism in Nineteenth-Century France, 1814-1871*, London, Macmillan, 1995, p. 22)。彼女によれば、十九世紀フランス「共和主義」とは、時々の状況の中で規定されうるにすぎず、何らかの同一性を有するわけではない。
- (18) サン・シモン主義の唱える生産的・階層的組織化、フリーエ主義の唱えるファランステールによる資本・労働のアソシアシオン、カベの主張する財の共有に基づく平等主義的共同体、ビュシエによる労働者の生産協同組合、ルイ・ブランによる社会作業所、ペクール (Pecqueur) とヴィダル (Vidal) による国家社会主義、ブルードンによる信用制度の変革など。 Cf. Cuvillier, *Hommes et idéologues de 1840*, *op. cit.*, p. 231. 邦語の代表的な研究として、阪上孝編『一八四八―国家装置と民衆』(ミネルヴァ書房、一九八五年) に所収された諸論文がある。このうち第二共和政期の共和主義を主題とした論文において、田中は次のように指摘している。「共和政」に託された内実は多様にして対立をはらんでいたものであり、『共和主義』は多義的なイデオロギーであった、ということができる」(田中正人「共和主義と第二共和政」『一八四八―国家装置と民衆』、一二二頁)。
- (19) この時期の運動の主たる担い手は、工場労働者ではなく、印刷職人、仕立て屋、靴屋、石工などの手工業者であった

(Branchiard, *Société française et luttes de classes, 1789-1914*, t. 1, Lyon, 1967, pp. 59-66)。

(20) Berenson, *Populist Religion and Left-Wing Politics...*, op. cit., p. 44.

(21) Agulhon, *1848 ou l'apprentissage de la République*, op. cit., p. 23, p. 249.

(22) 十九世紀半ばの「階級意識」の形成に関しては、以下が詳しい。Ronald Aminzade, *Ballots and Barricades : Class Formation and Republican Politics in France, 1830-1871*, Princeton, Princeton University Press, 1993.

## 第二款 言説の場

すでに触れたように(第二章第四節)、七月王政初期には、ブルジョワジー、文学者、弁護士、学生、労働者などの手によって、「秩序・進歩協会 (société de l'ordre et du progrès)」「ユニオン (union)」「七月の宣言(réclamants de juillet)」など、様々なアソシアシオンが生まれた。これらのうち最も重要なアソシアシオンは、穩健共和派の「天は自ら助けるものを助く (société Aide-toi, le ciel t'aidera)」<sup>1)</sup>、急進共和派の「人民の友協会 (société des amis du peuple)」であった。これらは、労働者の境遇改善、初等教育の充実、累進課税、アソシアシオンの自由などを掲げ、しばしば街頭での示威行動を行った。こうした運動は、三三―三三四年の「人権協会 (société des Droits de l'homme)」の結成において頂点を迎える。しかし、一八三一年、三四年のリヨン、パリでの運動を経て、三四年にアソシアシオン規制の強化が、三五年には新聞の発刊規制と検閲の強化などが定められると、一部の共和派は秘密結社において活動し、多くの者は雑誌や新聞を通じた言論活動、議会における改革運動へと重心を移していった。この過程で影響力を獲得したのは、穩健共和派の「ナシオナル」誌、急進共和派の「レフォルム」誌などであった。<sup>(23)</sup>

一八四〇年代には、公権力と結びついた秩序維持装置としてのパトロナージュや共済組合にたいして、労働者同士の

生産協同組合、消費組合、共済組合などを結成する動きが強まる。しかしこれらも、アソシアシオンへの法的規制の下では「限定的で、孤立した試みにとどま<sup>(24)</sup>った」。公権力や上層階級によつて、温情主義的な管理の対象と見なされがちであったこれらの人々は、徐々に経済的目的を越えた体制全体にたいする対抗意識を強め、やがて「社会的共和国」設立に向けた政治運動を担う勢力として、上記の共和主義者と合流していく。

本章では、このうち前者の共和派知識人によつて書かれた雑誌・パンフレット・著書・第二共和政下の議会討論を、主たる検討対象とする。

(23) 「ナシオナル」誌はティエールらによつて創刊され、クレミュー、カルノなどの協力者を擁する。「レフォルム」誌はカヴァニヤックの手で創刊され、ルイ・ブラン、ラムネ、アラゴ、ルドリュ・ロランなどが協力者として名前を連ねる。

(24) Nourisson, *Histoire de la liberté d'association*, t. 1, op. cit., p. 346.

## 第二節 社会問題と共和主義

### 第一款 未完の革命

フランス革命では、階層的諸身分から構成される社会に代わり、私的自律を有する平等な個人によつて構成される秩序像が提起された。そこで想定される主体とは、身分や職業団体などから析出された自律的個人である。革命期における表現の自由、労働の自由の規定は、こうした理念を具体化したものととらえられる。シエイエスは、代表を通じた個

人の「抽象化」によって、政治体を支える「市民」が生み出される、と主張した。「デモクラシーとは、個人を公的な事柄へと捧げ尽くすこと、すなわち、感性的存在 (être sensible) を抽象的存在 (être abstrait) へと捧げ尽くすことである」<sup>(1)</sup>。個別状況に埋め込まれた個人が「抽象化」されることによって、公的人格として立ち現れ、このような「市民」から構成されることで、「ナシオン」の同質性と一体性が保障される<sup>(2)</sup>。シエイエスにとって、この「抽象化」を成り立たしめるのは、「受動的市民」と「能動的市民」の機能的分業であり、能動的市民による「代表」という機制であった。革命中期以降の共和主義者は、共和国を構成する「人民」と、権力行使の主体としての「市民」を等置した。ロベスピエールによれば、「市民」とは、公的な事柄を私的な事柄より優先しうる者である。こうした「市民」は、「友愛」の精神（祖国愛）を内面化した全「人民」と重なるはずである。彼の「友愛」概念は、共和国に敵対する貴族や、愛国心の欠如した個人、外国人の排除を前提としたものであった。

一七九三年のジャコバン支配と、その後のテロルの記憶に結びついた共和主義は、十九世紀に入って以降も長く忌避される。例えば、一八一四年の時点で共和政を望む者はほぼ皆無であったと言われている<sup>(3)</sup>。一八三〇年九月二十一日の新聞「ジュルナル・ド・デバ」では、次のように述べられている。「共和政とは、商人にとっては「利益の」最大化であり、プロレタリアにとっては略奪と死刑である。つまり万人にとってみれば、無秩序であり、内戦であり、対外戦争である」<sup>(4)</sup>。

七月王政期支配層は、市民的平等の原理を受容しつつも、革命期の「人民主権」論を批判し、一七九一年と一七九三年を切り離そうとした。ティエリやギゾーなど、「歴史」「文明化」の観念を中心に思想を展開した自由主義者は、フランス革命を以下のように解釈する。彼らによれば、革命の意義は、絶対王政から自由な体制への転換にあった。その本質は一七九一年憲法に体现されており、一七九三年のジャコバン支配は、革命からの逸脱にすぎない<sup>(5)</sup>。七月王政期のド

クトリネールは、シエイエスの思想を引き継ぎ、市民的権利の平等と、政治的権利とを区別する。政治的権利を担うるのは「人民」ではなく、一定の財産と教養を持った中間層である。制限選挙に基づく代表制によって、「理性」を有する新しいエリート層を選出し、統治機構に彼らの「理性」を集中化するとともに、社会を教育・陶冶することで、新たな秩序が実現される（「理性主権」論）。産業化によって現れた「社会問題」への対応は、法的領域と区別された「モラル」の領域の問題とされ、階層的社會観を前提に、上層階級のバターナリズムによる下層階級の「モラル化」へと委ねられる。

「社会的共和主義」は、七月王政期において、支配層の政治経済学・社会経済学に対抗する共和派知識人に担われた。彼らは、フランス革命の「人民主権」論を復権させ、それを実質化することを主張する<sup>(6)</sup>。彼らにとつて、一七九三年の持つ意味は、自由主義者による革命解釈から区別されなければならなかった。一八三〇年代以降、共和主義の歴史家の手による多くのフランス革命論が現れる。これらによれば、一七九一年と一七九三年は連続した過程であり、一七九三年のジャコバン憲法は、その頂点となる成果である。フランス革命の意義は、アリストクラシーに代えて「人民による人民の支配」をもたらそうとした点にある。ビュシエは一八三四年から三八年にかけて、全四十巻の『フランス革命史』(Bucher, *Histoire parlementaire de la Révolution française*) を発刊し、その「趣意書」において、フランス革命を「平等と新たな社会的目的」を勝ち取るための革命であった、と位置づけた<sup>(7)</sup>。一八四五年にはキネの『キリスト教とフランス革命』(Quinet, *Le Christianisme et la Révolution française*) が発刊され、一八四七年には、ルイ・ブランによる全十五巻の『フランス革命史』(Blanc, *Histoire de la Révolution française*)<sup>(8)</sup> が発刊された。ブランは一七九三年憲法を、「人類の友愛の理念を実現した世界で最初の社会協約(pacte social)」と称し<sup>(9)</sup>、ミシユレは、「一七八九年全国三部会の招集を「人民生誕の紀元」と呼び、革命の終焉を口

ペスピエールの死去に置いた。

この時期の共和主義者によれば、人民の平等を実現しようとしたフランス革命は、未完の革命にとどまった。ルイ・ブランは言う。「抽象的に捉えられた法Ⅱ権利 (*droit*) とは、一七八九年以来、人民を酷使する蠻気楼であった。法Ⅱ権利とは、人民にとって、彼らが有していた生きた保護に代わる、抽象的で死んだ保護である<sup>(10)</sup>」。法Ⅱ権利によって把握された個人は、実際には、「飢え、寒さ、無知、偶然に取り憑かれた人間」である。彼らに真の自由をもたらすために必要なことは、これらの条件を抽象する「法Ⅱ権利」の宣言ではなく、彼らを取り巻く条件自体を変革する「社会革命」でなければならない。

「人権協会」のソリアックは、「社会」内部には生まれた分裂を、次のように指摘している。「社会の成員が、習俗と利害によって完全に分裂し、一方が教育と偏見を、他方が無知と夢想を有している。一方が全てを所有し、休息と享樂に興じており、他方が何も所有せず、絶え間なく働き、貧困によって死んでいる<sup>(11)</sup>」。こうした状況にたいして、「観念的平等」ではなく、「社会的平等」が必要である<sup>(12)</sup>。同じ一八三四年に、共和派の主要雑誌のひとつ「共和派雑誌 (*Revue republicaine*)」の中で、デュポンは次のように宣言する。「政治体制に終始するのは正しい考えではない。社会問題こそが第一である<sup>(13)</sup>」。

このように、この時期の共和主義者は法の「抽象性」を批判し、「社会」それ自体を平等な共同体へと「再生」させることを主張する<sup>(14)</sup>。彼らの目指す「社会的共和国」とは、このような「社会」の変革の延長上に再定義された体制である。

(一) *Papier Steyès, Archives nationales : 284 A. P. 5, dossier 1, cité par Pierre Rosanvallon, Le peuple introuvable : histoire de la*

- représentation démocratique en France*, Paris, Gallimard, 1998, p. 37.
- (2) ヲトエテ『第三階級とは何か他』前掲書、一一一頁以下。
- (3) Weill, *Histoire du parti républicain*, *op. cit.*, p. 1 et s.
- (4) *Journal des Débats*, 21 septembre 1830, cité par Michel Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1993, p. 231.
- (5) Cf. François Furet, *La gauche et la révolution au milieu du 19<sup>e</sup> siècle : Edgar Quinet et la question du jacobinisme, 1865-1870*, Paris, Hachette, 1986, p. 17.
- (6) 例へば「L'Union, association des hommes libres », *Doctrines Unionistes*, no. 1, 1833 ; Félicité Lamennais, *De l'esclavage moderne*, 4<sup>e</sup> éd., Paris, 1840, p. 105 ; Ledru-Rollin, « Discours prononcé au banquet démocratique de Dijon pour la réforme électorale, 21 novembre 1847 », *Discours politiques et écrits divers*, t. 1, Paris, 1879, p. 544.
- (7) Buchez et Roux, « Proscriptus », *Histoire parlementaire de la Révolution Française, Journal des Assemblées Nationales depuis 1789 jusqu'en 1815*, t. 1, Paris, 1833, p. 6.
- (8) Louis Blanc, *Histoire de la Révolution Française*, t. 15, nouvelle éd., Paris, 1878, p. 317.
- (9) ヲトエテ「フランス革命史」『世界の名著』トトエテ』中央公論社、五一頁。
- (10) Louis Blanc, *Organisation du travail*, *op. cit.*, p. 19.
- (11) Xavier Sauriac, *Réforme sociale, ou cathéchisme du prolétaire*, 1834, p. 37.
- (12) *Ibid.*, p. 53.
- (13) Weill, *Histoire du parti républicain...*, *op. cit.*, p. 144.
- (14) 例へば、一八四八年のリエーシエ人民協会の代表者は、「友愛と連帯の原理」に沿った「社会の再生(régénération sociale)」を訴へる (*Exposé sur l'organisation du travail*, par Les délégués de la société populaire de Limoges, 1848, dans *Les révolutions du 19<sup>e</sup> siècle, 1848, La révolution démocratique et sociale*, t. 1, Paris, EDHIS, 1984, pp. 1-4)。

第二款 人類という宗教

一八三四年、雑誌「デモクラシー」の論説の中で、ロベールは次のように記している。「人民の心を揺り動かした数々の熱望の中でも、とりわけよく語られた言葉がある。それは共同体 (communauté) である。この言葉こそ、フランス革命以来発せられた、最も宗教的な言葉であると言えよう<sup>(15)</sup>」。この時期の共和主義の特徴は、真の「共同体」を実現するものとして、宗教の復権を語ることである。

ミシユレ、ルルー、キネ、コンシデラン、カベなどによれば、平等の観念を強調したキリスト教は、誤ったドグマであったわけではなく、不十分であったにすぎなかった。ロベールは、キリスト教について次のように言う。キリスト教は「天上における平等、地上における不平等」という二分法に立脚し、人間世界の外部に完全な平等を置いた<sup>(16)</sup>。フランス革命はこの二分法を攻撃し、法的な平等を実現しようとした。しかし、「社会的な平等」は未だ達成されていない。フランス革命の限界を克服するためには、「人類⇨人間性 (Humanité)」という新たな宗教」に基づいて、真の共同体を實現しなければならぬ<sup>(17)</sup>。

この時期に、「人類」という宗教について最も体系的な議論を展開したのは、ピエール・ルルーであった。彼によれば、キリスト教は過去において最も優れた宗教であったが、不完全なものにとどまった。なぜなら、そこで自己と他者は本質的に分裂しているからである。自己や他者は、それぞれ神への愛を媒介することで互いに関係している。しかし、神が人間を超越した存在である以上、神への愛は、他者をそれ自体として受容することにならない<sup>(18)</sup>。宗教的「慈善」とは、自他の本質的な分裂に基づくため、内実を欠いた形式的で不平等な関係にすぎず、実質的には「憐れみ (pitié)」と異ならない<sup>(19)</sup>。

ルルーは、キリスト教を越える理念が「人間性≡人類 (Humanité)」であるという。「人間性」は、個々の人間に内在し、自己と他者の各々に分有された理念である。<sup>(20)</sup> 自己と他者は、それぞれ個別で特殊な存在であると同時に、「人類」という「永遠の存在」の一部分を構成している。「人類とは、無数の現実的存在から構成された理念的存在であるが、現実的存在それ自体が、潜在的には人類の萌芽である」。<sup>(21)</sup> 「人類」への宗教を前提とするとき、自己と他者はお互いの実在を目的として認識し、「連帯 (solidarité)」の絆を形成する。

ルルーにおいて、キリスト教的な「友愛」と、新しい「連帯」「友愛」(ルルーは両者を互換的に用いている)とは、以下のように区別される。キリスト教的「友愛」では、神の下で万人が平等であるという意味で「兄弟」であった。<sup>(22)</sup> これにたいして、現代の「友愛」は、各人が異なる「機能」を果たすことから生まれる。

「友愛の原理のもとで組織化された社会を想定してみよう。万人が平等で、万人が兄弟である。しかし、万人が同じ機能を果たすわけではない。むしろ万人は、異なる機能を果たしている。すなわち、彼らのあいだには、年齢や性別のみならず、機能の相違が存在する。一言で言えば、兄弟の間には、階層が存在する。それでは、いかなる意味で彼らは兄弟なのだろうか？各人が、彼らを結合し集合させる社会と祖国を媒介して、万人の善と悪とに貢献するという形で、互いに結びつき、連帯するという意味においてである」。<sup>(23)</sup>

人間は互いに「異なる利害、異なる思想」を有している。それは「人体を構成する異なる諸器官」と同様である。これらの諸器官は、「一致協力して全体 (un tout) を生み出すことに貢献する」時にのみ、「統合」を生み出す。人間社会において、異なる諸個人を結びつけるのは、「人間性」の完成という目的への一致したコミットメントである。<sup>(24)</sup>

他の共和主義者は、ルルーほど哲学的に「友愛」概念を掘り下げて論じているわけではない。しかし、キリスト教と「人間性」への宗教とを区別し、後者と「友愛」を結びつけて語る点では共通する。例えばデザミイは、「友愛」を「同

じ家族の一員として生活するよう人間を導く崇高な感情」と述べ、ラムネは、「人間は同じ父から生まれたのだから、友愛という温情の絆に結ばれて、ただひとつの大きな家族を形成するべきである」と述べている。<sup>(26)</sup>

以上のように、「友愛」の観念は、十八世紀に語られたアダム・スミスの「共感」や、ジャン・ジャック・ルソーの「憐れみ」とは異なる。<sup>(27)</sup> アダム・スミスは経済的関係を補完する対面的・情緒的絆として「共感 (sympathy)」を扱った。ルソーによれば、「憐れみ (pitié)」とは「理性に先立つ二原理」のうちの一つであり、「われわれの同胞が減じ、または苦しむのを見ることに、自然な嫌悪を起こさせる」感情である。<sup>(28)</sup> これらは、反省化以前の具体的・対面的な関係における他者との感性的な絆を指している。<sup>(29)</sup> 他方「友愛」とは、直接的・対面的な関係における紐ではなく、互いの関係を「人間性」の進歩に向けた相互依存関係として反省的にとらえなおされたときに認識される想像的な絆である。

- (15) Robert, « Du caractère de la démocratie moderne », *La démocratie, revue mensuelle, repris dans Les révolutions du 19<sup>e</sup> siècle*, t. 4, *La propagande socialiste de 1835 à 1848*, Paris, EDHIS, 1979, p. 15.
- (16) *Ibid.*, p. 3.
- (17) *Ibid.*, p. 15.
- (18) Pierre Leroux, *De l'Humanité*, Paris, Fayard, 1985, 1<sup>re</sup> éd., en 1840, pp. 158-162.
- (19) *Ibid.*, p. 163. 神という超越的存在を媒介した自他の関係を、真の関係からの「疎外」ととらえ、神に代わる「人間主義」の理念によって疎外を乗り越える、というルソーの思想は、同時代のドイツ・ヘーゲル左派の神学者フォイエルバッハの思想と同型である(フォイエルバッハ(船山信一訳)『キリスト教の本質』全三巻、岩波文庫、一九三七年)。
- (20) Leroux, *De l'Humanité, op. cit.*, p. 191.
- (21) *Ibid.*, p. 196.
- (22) Pierre Leroux, *Réputation de l'électisme*, Paris et Genève, Slatkin, 1979, p. 43 et s.

- (23) *Ibid.*, p. 45.
- (24) *Ibid.*, p. 46.
- (25) Dezamy, *Code de la communauté*, 1842, cité par G. M. Bravo, *Les socialistes avant Marx*, 1970, p. 155.
- (26) ラムネ(田辺貞之助訳)『民衆に与ふる書ーキリスト教社会主義について』創元社、一九四九年、三頁。
- (27) これらの概念は、しばしば混同されてきた。一例として、「同情 (compassion)」「憐れみ」「友愛」を同一に論じる次の論文を参照。Claudine Haroche, « La compassion comme amour social et politique de l'autre au 18<sup>e</sup> siècle », dans *La solidarité : un sentiment républicain ?*, Paris, Presses Universitaires de France, 1992, pp. 11-25.
- (28) Rousseau, « Discours sur l'origine et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes », *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, t. 3, Paris, Gallimard, 1964, pp. 125-126 (本田喜代治、平岡昇訳)『人間不平等起源論』岩波文庫、一九七二年、三〇一—三二頁。また、次のようにも述べられている。「憐れみの情 (pitié) は…人間が用いるあらゆる反省に先立つものであるだけにいつそう普遍的な、またそれだけ人間にとって有用な徳であり、時には禽獣でさえも、そのいちぢるしい徴候を示すほど自然な徳である」(*Ibid.*, p. 154、邦訳、七一頁)。
- (29) ただし両者において、「共感」や「憐れみ」が社会関係を構成する最も重要な要素であるわけではない。スミスにとって、秩序を成り立たしめるのは、「効用」に基づく交換の体系であり、必ずしも「共感」は本質的ではない。例えば彼は、「異なる成員の間に何ら相互的な愛情や愛着が存在しないと見ても、社会は、…お互いのもつ効用の感覚から存立することが出来る」と述べている (Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, London, Rinsen Book, 1992, p. 147、米林富男訳「道徳情操論上」未来社、一九六九年、二〇三頁)。ただし、「交換」は国家の強制力を背景にした「正義」によって支えられねばならず、さらにそれらは「共感」によって補充されることが望ましい、とされる。また、ルソーの体系全体の中で、「憐れみ」の位置は必ずしも明確ではない。それは自然状態において、人間同士の関係を規制する「自然法」ではあるが、「社会契約」による国家設立の場面で、「憐れみ」が本質的な役割を果たしているように見えない。○「ロベール・ドラテ」ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、一九八六年、一三八—一三九頁。

### 第三節 「友愛」の共和国

ラマルティンは、「友愛」に基づく新たな「共和国」を、「階級の特権に基づく分離に代わる、人民の統一」と称し、あらゆる階級の消失を宣言した。「平等の前に、あらゆる階級間の区別は撤廃される。同じ祖国の子供たちを生み出すこの聖なる友愛の前で、あらゆる対立は緩和され、消失する」<sup>(1)</sup>。臨時政府の広報誌「ビュルタン・ド・ラ・レピュブリク」において、ルドリュ・ロランは次のように宣言する。

「共和国を設立することで、政府はあらゆる正当な利益を充足し、：階級間のあらゆる区別を廃棄し、あらゆる特権を廃止し：すべての市民が政治的権利を完全に行使するよう呼びかける義務を負った。：一人の権力に代わって、万人の権力を。一家族の特権にかわって、すべての市民が兄弟であるような国民の権利を」<sup>(2)</sup>

彼によれば、ルイ・フィリップの体制が没落したのは、「人民」の支持を失ったからであった。<sup>(3)</sup>共和政は、「人民」という「集合的存在の統一性、単一性」によって支えられなければならない。<sup>(4)</sup>それは、「ナション」の下に帰属する人びとの「友愛」、万人の相互扶助による普遍的「アソシアション」の樹立、労働の権利・普通選挙制の導入によって実現される。

#### 第一款 アソシアションからナションへ

手工業の親方と職人から成る職人組合(campagnonnage)は、七月王政期を通じて影響力を持ち続けた。<sup>(5)</sup>しかし熟練労働者のみを対象とするこれらの団体は、産業化とともに増大する未熟練労働者の状態を救済するものではなかった。

一部の職人のあいだで、職能を超えたより普遍的な「アソシアシオン」を形成する原理として、「友愛」が語られる。ペルデイギエは『職人組合の書』の中で、伝統的な職人組合の閉鎖的習慣を批判し、職能を超えた「友愛」を次のように主張した。「我々は共通の父の子供である。我々は皆兄弟として生きなければならない。自由、平等は、人類の大家族の中で結びつき、協調しなければならぬ<sup>(6)</sup>」。一八三三年の「一仕立工の考察」では、旧来の職人組合と異なる職能を超えたアソシアシオンの結成のために、「われわれは団結して友愛の絆を固めよう。もつとも貧しい人びとを救済するために団結しよう<sup>(7)</sup>」と語られている。同年の「あらゆる職能組織の労働者によるアソシアシオンについて」というパンフレットでは、「友愛」の概念が次のように語られる。

「これらのさまざまな職種別組織が分散し解散しないようにしよう。それらを個人主義と孤立的利己主義に落ち込ませないようにしよう。職業の別なくわれわれ相互のあいだに友情の関係を打ちたてよう。代表者の派遣を通じて、兄弟愛の関係をうち立てよう。これらの代表者たちは相互に理解しあい、仲良く暮らし、われわれを団結させるべき友愛のシンボルであつてほしい。」<sup>(8)</sup>

一八四〇年以降の共和主義者は、職能ごとの「アソシアシオン」を国家へと拡張することを主張した。ルイ・ブランは仕事場相互を結合し、国家の下に普遍的「アソシアシオン」を形成する原理として「友愛」を用いた。<sup>(9)</sup> 同様にコンフエは、四八年に職業ごとのコルポラシオンを結合した「アソシアシオン」の組織化を提案している。<sup>(10)</sup>

ルールによれば、「友愛」という抽象的観念を具体化するためには、「祖国」の媒介が必要である。<sup>(11)</sup> この時期の共和主義者は、「人間性」という普遍的な概念に訴えかけて「友愛」を語ったとしても、その背後に想定されていたのは、境界を有した「祖国」であり、フランスという「ナシオン」であった。

ラムネは、平等な「真の社会」と「祖国」とを同一視して、次のように論じる。「自然の平等観に基礎をおく真の社

会は、その本質において友愛の社会であり、また事実そうであればならない。これ以外の政治制度は、その形式がどのようなものであろうと、必ず不幸で不正なものを含む。：したがって、祖国にたいする諸君の第一の義務は、決して倦むことのない熱意を傾けて、権利の絶対的平等という、偉大で有効な原理を完全に達成するために努力すること、および特権なるものを完全に打破するまで、絶え間なくこれと戦うことである<sup>(12)</sup>。ミシユレによれば、「フランスはひとつの宗教である<sup>(13)</sup>」。「世界の避難所と考えられたこの国民は、はるかにひとつの国民という以上のものである。それは生きた友愛である<sup>(14)</sup>」。

両者の結びつきは、社会主義や共産主義を唱える論者においても同様である。フリーエ主義者ヴィクトール・コンシデランは、一八四七年の「社会主義の原理」の中で、次のように言う。「友愛と統一。これらは社会科学のアルファにしておメガであり、また偉大な人間の政治全体の基礎であり頂点である。」「汝らはすべて兄弟であり、同じ家族の構成員である。」「汝らはただ一つの肉体、ただ一つの魂、唯一つの精神を形づくるべきであり、また、神とともに一つであらねばならない<sup>(15)</sup>」。この統一体は、「人類」という集合であり、「フランスは人民の解放と人類という目標に向けた道を、先頭に立って歩かなければならない<sup>(16)</sup>」。共産主義者カベは、「友愛」を「例外なく万人の幸福を希求するよう促し、いかなる者の苦痛も許さないようにさせる宗教<sup>(17)</sup>」と語り、「友愛の絆で結ばれた」社会を、「兄弟から成る一つの人民、一つの国民である<sup>(18)</sup>」と述べている。

四八年二月革命に引き続き、イタリア、ドイツなどで革命運動が勃発すると、臨時政府は不介入政策を取り続けた<sup>(19)</sup>。他国の革命への援助を積極的に主張したのは、アラゴ、ルルー、フロコンなどの一部の共和主義者にとどまった。彼らは三月四日の「ユマニテ宣言 (Manifeste à l'humanité)」において、臨時政府の不介入政策を批判し、次のように論じている<sup>(20)</sup>。「自由、平等、友愛という永遠の原理を侵犯する政府は、人民の敵」であり、介入は「最も神聖な義務」である、

説  
と。しかし、こうした主張は少数にとどまり、多くの共和主義者は、国内の外国人や、国外の民衆運動にたいして、冷淡な態度を採るにとどま<sup>(21)</sup>った。

「アソシアシオン」の対象は、職種ごとの職人同士の相互扶助から、「人民」全体を対象とした相互扶助、公的貯蓄、共済制度へと一般化され、その延長上に、国家の「社会的」役割が定義される。第二共和政期においては、労働条件の改善、初等教育の充実、累進課税の導入、アソシアシオンの自由、労働手帳の廃止、労使調停委員の設置などが主張された。中でも「友愛」の理念を具体化する権利とされたのが、「労働の権利 (droit au travail)」と「普通選挙権」であった。<sup>(22)</sup>

- (1) クレマユーの演説の要約。Lamartin, *Histoire de la Révolution de 1848*, Paris, p. 35.
- (2) *Bulletin de la République*, 15 mars 1848.
- (3) *Bulletin de la République*, 13 mars 1848.
- (4) *Bulletin de la République*, 21 mars 1848.
- (5) Nourrisson, *Histoire de la liberté d'association*, t. 1, op. cit., pp. 306-307.
- (6) Agricol Perdiguier, *Livre du Compagnonnage*, 1841, cité par 1848 *Les utopies sociales*, op. cit., p. 15.
- (7) 「一仕立て工の考察」『資料初期社会主義』前掲書、一九七頁。
- (8) 「あらゆる職能組織の労働者によるアソシアシオンについて」『資料初期社会主義』前掲書、二〇三頁。
- (9) Blanc, *Organisation du travail*, op. cit., p. 107, p. 117.
- (10) « Organisation du travail, proposée par confais », dans *Les révolutions du 19<sup>e</sup> siècle*, 1848, *La révolution démocratique et sociale*, t. 1, Paris, EDHIS, 1984, p. 9.
- (11) Leroux, *De l'Humanité*, op. cit., pp. 136-139.

- (12) ラムネ『民衆に与ふる書』前掲書、一〇二頁。
- (13) ミシュレ(大野一道訳)『民衆』みすず書房、一九七七年、二六八頁。
- (14) 同上、二七〇頁。
- (15) Victor Considerant, *Principes du socialisme : manifeste de la démocratie au 19<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1847, p. 63.
- (16) *Ibid.*, p. 67.
- (17) *Le populaire*, 14 mars 1841, cité par Borgetto, *op. cit.*, p. 238.
- (18) Cabet, *Voyage en Icarie*, *op. cit.*, p. 35.
- (19) 『レフォルム』紙は、一八四八年五月五日の記事で次のように書いている。「共和国政府はこれまで、国家理性の古い因習のもとにとどまってきた。…フランスの政治はあらゆる場面で、外国人に否定的な態度を示している」(*La Réforme*, le 5 mai 1848)。
- (20) Cf. Lamartine, *Histoire de la Révolution de 1848*, Paris, 1848, pp. 186-188.
- (21) Borgetto, *op. cit.*, pp. 274-280. Cf. Agulhon, *Les Quarante-huitards*, *op. cit.*, p. 108 et s.
- (22) Droz, *Histoire générale du socialisme*, t. 1, *des origines à 1875*, Paris, Presses Universitaires de France, 1997, pp. 398-399.

第二款 普通選挙と労働の権利

「普通選挙」は、民衆とブルジョワジーが「平等な政治的尊厳」を有することを、象徴する制度であつた。<sup>(23)</sup> それは、たんに「人民」の意思を政治に反映させる装置ではなく、むしろ普通選挙を通じてはじめて、孤立し分断された「人民」の一体性が見出される。<sup>(24)</sup> 一八四八年三月十九日の臨時政府の宣言では、普通選挙について、次のように語られている。「この法律より後には、もはやフランスに、プロレタリアは存在しない<sup>(25)</sup>」。個別状況において、「労働者」「プロレタリ

「ア」として存在する個人は、選挙権の行使を通じて、「主権」を担う「市民」として立ち現れる。この権利の行使によって、万人の平等性と、単一の「人民の意思」が保障される。当時の民衆の歌謡「投票の歌 (chant de vote)」では、「投票は神の声」と謳われ、<sup>(26)</sup>「ビュルタン・ド・ラ・レピュブリク」では、「新たな選挙において、人民の意識が、喝采を通じて雄弁に一致団結して語っている」と述べられている。一八四八年二月革命の勃発によって七月王政が倒れると、新たに樹立された「友愛の共和国」は、階級対立を超えた融和や調和の象徴と考えられた。

さらに、「労働の権利」は、市民的平等という法的原理を超えて、「人民」のあいだに実質的な平等をもたらすための最も重要な権利と考えられた。ヴェイユによれば、「労働の権利とは、すべてのフランス人が法の下に平等である、という原則の唯一の実践的な翻訳である」。<sup>(27)</sup>一八四八年憲法制定議会において、ルドリュ・ロランは「扶助の権利」と「労働の権利」を対照して、次のように論じている。たんなる公的扶助は、「人民」のあいだに平等をもたらさない。扶助を請う者は、他者の気まぐれに従属しており、主権を有する「平等」な一員として扱われていないからである。<sup>(28)</sup>彼によれば、労働不能貧民には公的扶助を与え、健常貧民には「労働」を保障するという法的義務は、すでに一七九三年憲法に記載されている。「労働の権利」こそが「大革命の真の継承」である。<sup>(29)</sup>彼は四七年の改革宴会でも、次のように論じている。「友愛は、信用・アソシアシオン・連帯の諸組織の無尽蔵の源である。そこにおいて、労働はたんなる権利であるのみならず、義務となるであろう」。<sup>(30)</sup>

「友愛」は、当初同質的な職業集団の相互扶助を支えるものとして語られた。しかし、「社会問題」への対応の文脈で、社会的分裂や個々人の孤立化を前提としたうえで、それらを乗り越え、「人民」の一体性を創出するために、それはより宗教的な色彩を伴って語られた。「友愛」とは、家族、アソシアシオンのイメージを拡張した紐帯であり、「人類」という普遍主義的概念に訴えかけられたとしても、実際には、「祖国」「ナシオン」への帰属を前提としたものであった。「友愛」

概念の「ロマン主義的」「ユートピア的」「宗教的」性格は、「人民」の事實的な不平等と理念的平等との乖離を、感性に訴えかけることで媒介し、民衆層の統合と秩序の安定を表現しようとするところにもたらされた。この時期の共和主義者の言説は、演劇、文学、祝祭など切り離すことができない<sup>(31)</sup>。その性格を最もよく表すのが、二月革命後の四月二十日におこなわれた「友愛祭 (Fête de fraternité)」であり、それは「友愛」の称揚の頂点であると同時に、最後の局面でもあった。

- (23) Agulhon, *Les Quarant-huitards*, op. cit., p. 84.
- (24) 『ル・ギロ』(Le Gilou), Rosanvallon, *Le sacré du citoyen*, op. cit. pp. 285-294, を参照。
- (25) *Bulletin de la République*, 19 mars 1848.
- (26) Agulhon, *Les Quarant-huitards*, op. cit., p. 75.
- (27) Weill, *Histoire du parti républicain en France*, op. cit., p. 191.
- (28) Ledru-Rollin, « Discours de M. Ledru-Rollin », dans Joseph Garnier éd., *Le droit au travail à l'Assemblée Nationale : recueil complet de tous les discours prononcés dans cette mémorable discussion*, Paris, 1848, p. 115.
- (29) *Ibid.*, p. 117.
- (30) Ledru-Rollin, *Discours politiques...*, t. 1, op. cit., p. 339.
- (31) Cf. Weill, op. cit., pp. 215-229.

#### 第四節 「友愛」の隘路

「友愛」の称揚は、二月革命後、わずか数ヶ月で消失する。「友愛祭」の三日後に実施された普通選挙では、農村部を

中心に多数の王党派・中道派（翌日の共和派）が当選し、共和主義者は議会内で少数派に転落する（この選挙で、有権者の数は二十五万人から九百万人に増大した）。「労働の権利」を保障するために設置された国立作業所（*ateliers nationaux*）は、財政的基盤の欠如によって機能せず、貧民を増大させているという非難によって、五月には閉鎖を強いられた。これをきっかけに起こったパリ労働者による六月蜂起は、臨時政府に厳しく弾圧され、急進共和派・社会主義者・穏健共和派の分岐が決定的となる。同年十一月四日に公布された共和国憲法では、「労働の権利」は明記されず、私的扶助の補完としての貯蓄制度の整備や公共事業などが、国家の義務として記されるにとどまった。<sup>(1)</sup>さらに、四〇年代の共和主義運動において大きな役割を果たした「アソシアシオン」の理念は、四八年にはむしろ「コルポラシオン」の語彙に取って代わられていったことが指摘されている。<sup>(2)</sup>

「友愛」に基づく秩序形成の困難は、階級対立の顕在化や、民主主義の未成熟という点のみに原因が求められるわけではない。それは「法」と「モラル」の関係、「人民」の意思の「代表」をめぐる思想的問題として、四八年以降に論じられた。

### 第一款 「法」と「モラル」

七月王政期の支配層が「法」と「モラル」の領域を区分し、「モラル」を対象とした統治の理念を探索したのにたいし、共和主義者は、法的平等と、事実的不平等の乖離を問題化し、平等を実質化するための新たな「権利」を主張した。彼らは、「友愛」という社会的紐帯の概念に訴えながらも、それを「社会的共和国」「労働の権利」「普通選挙権」という法的・政治的概念と一体のものとして語った。例えば、共和主義者ルヌーヴィエによれば、「真の政治はモラルに基

づく。友愛の共和国は、「労働の権利」「教育の権利」の承認によってのみ可能となる<sup>(3)</sup>。

「友愛」を「権利」の語彙で語ることの困難は、「労働の権利」をめぐる四八年憲法制定議会における、トクヴィルやティエールなどの自由主義者による批判に示されている<sup>(4)</sup>。彼らの批判は、「権利法 (droit)」の定義に向けられた。ティエールによれば、「法は、市民の階級のあいだに例外を作らない。…法は万人に関係する。一階級の法にすぎないのならば、それは法ではない。ある者に適合し、ある者には適合しないならば、それは法ではない<sup>(5)</sup>」。「労働の権利」の対象となる貧民は、全市民の一部にすぎない。彼らは国家による一時的な扶助の対象ではあっても、「権利」の対象ではない。「権利」とは、恒常性と一般性を有する対象のみに限定されなければ、「正義」に反する。トクヴィルによれば、フランス革命の原理とは、諸身分の区別の撤廃であり、「すべての市民が平等となること」であった。二月革命は、その延長に、万人の平等を実現しようとした。ところが「労働の権利」は、「平等」ではなく「階級」の分断を持ち込もうとしている<sup>(6)</sup>。貧困の問題は、本来私的・宗教的次元における「慈善」の対象であり、それを「権利」の対象とすれば、国家の介入の範囲が無制限に拡大し、「新たな形の隷従」を導く、という<sup>(7)</sup>。「友愛」が「社会的」な紐帯を意味するものであり、普遍的な対象と明確な限定を有するべき「法」にはなじまない、とする批判は、その後も繰り返されることになる。

(1) 「社会は、無償の初等教育、職業教育、雇用者・労働者の平等な関係、互助及び信用制度、農業施設、自発的結社により、また失業者 (bras incoupe) を雇用するための公共事業の国・県・コミューンによる施設により、労働の進展を促進し、奨励する。」(一八四八年十一月四日フランス共和国憲法第十三条)

(2) Cf. Sewell, *Gens de metier et Révolutions*, op. cit., p. 263.

- (3) Charles Renouvier, *Manuel républicain de l'homme et du citoyen (1848)*, Paris, Garnier, 1981, p. 108, p. 115.
- (4) Cf. Pierre Rosanvallon, *L'Etat en France*, op. cit., pp. 157-162.
- (5) « Discours de M. Thiers », dans Garnier éd., *Le droit au travail* …… op. cit., p. 216.
- (6) « Discours de M. Tocqueville », dans Garnier éd., *Le droit au travail* …… op. cit., pp. 99-113.
- (7) トクヴィルの論点全体は、おおむね次のとおりである。「労働の権利」は社会主義的思想から来ている。それは①物質主義に基づき、②個人の財産権を脅かし、③人間の自由を侵害して隷属へと貶める。彼はこの思想を、フランス革命の思想と対比する。フランス革命は、物質的必要よりも高貴な自由の精神に基づき、諸身分の不平等を撤廃しようとしたものであった。

## 第二款 「人民」の「代表」表象」

四八年に活躍した共和主義者にとって、普通選挙とは、「人民」の平等性と一体性を現前させ、階級間の融和を実現するための象徴的制度であった。しかし実際には、四月の憲法制定議会選挙によって選出された議員の多くは急進共和派と立場を異にしており、普通選挙は、議会内外の対立を可視的にしたにすぎなかった。一八五〇年前後の共和主義者は、普通選挙と代表制を批判し、「人民の意思」をより直接的に統治に反映させるための「直接統治」論を展開する。<sup>(8)</sup> コンシデラン、リッティングハウゼン、ルドリュ・ロランによれば、「人民主権」と「デモクラシー」を実現するため、参政権の平等は不十分であり、「人民の人民自身による直接統治 (gouvernement direct du peuple par lui-même)」が必要である。彼らの念頭にあったのは、一八三〇年七月革命や一八四八年二月革命における「人民の意思」の直接的現前の経験であった。「フランス人民が「一八三〇年の」三日間公式にその主権を行使した時、…彼らの権利と自律に異

議を唱えることのできた者がいただろうか?…正統な主権はすでに見出された。これ以降、憲法(Constitution)とは、普遍的人民の存在、思考、意思、自律的行動を意味するにすぎない<sup>(9)</sup>。具体的には、各コミュニティ(コンシデラン)、あるいは千人のセクション毎に(リッティングハウゼン)住民投票で意思決定を行うか、中央議会で提案されたすべての法を国民投票にかける仕組み(ルドリュ・ロラン)が提案された。

これにたいして、ルイ・ブランは、一八五一年に発刊された『一にして不可分の共和国』<sup>(10)</sup>の中で、次のような反論を行った。第一に、彼らの主張する直接投票の制度は、実際には「多数者による支配」へと帰結する<sup>(11)</sup>。「人民」とは、たんなる多数者ではなく、「市民の総体(universalité des citoyens)」でなければならぬ。こうした単一の意思を見出すためには、直接参加ではなく、命令する者と従う者との機能的分業を導入すること、すなわち代表制の媒介が必要である。第二に、コミュニティや小集団を単位とした意思決定は、「共和国」の一体性を解体する<sup>(12)</sup>。「一にして不可分の共和国」とは、地方の個別的事情に介入する地域的権力の集積ではなく、単一の権力、すなわち「政治的集権化」に基づく。「一方では、政治的集権化がある。これは、人民全体にかかわる一般利益の力強く生き生きとした指導である。他方では、行政的集権化がある。これは、曖昧で近視眼的で貪欲な権威が、地方生活の細々とした事柄や出来事に介入することである」<sup>(13)</sup>。

両者の論争は、「人民」の意思をどのように見出すかという点にかかっていた。ルイ・ブランの議論は、シエイエス以来の「代表」論を忠実に反復している。一方、ルドリュ・ロラン、コンシデラン、リッティングハウゼンの「直接統治」論は、普通選挙と代表制が、現実には共和派の分裂を導いた、という経験を背景にしたものであった。これらの論争に示されているのは、普通選挙制の導入によって、一体の「人民の意思」を発見し、表象しようとする共和主義者の試みが成功しなかった、ということであった。第二帝政以降、現に存在する個々人の背後に想定される「人民」の意思

説 を見出すための方策が、新しい世代の共和主義者によって探求されることになる。

- 論
- (8) Victor Considérant, *La législation directe par le peuple*, Paris, 1850 ; *La solution ou le gouvernement direct des peuples*, Paris, 1850 ; Ledru-Rollin, « Du gouvernement direct par le peuple », « Plus de président, plus de représentants », dans *La voix du proscrit*, Paris, 1848 ; Emile Girardin, *L'abolition de l'autorité par la simplification du gouvernement*, Paris, 1850. それへの反論として Louis Blanc, *Plus de Girondins*, Paris, 1851 ; *La république une et indivisible*, Paris, 1851.
- (9) Victor Considérant, *La solution ou le gouvernement direct du peuple*, Paris, 1851, 3<sup>e</sup> éd., p. 42.
- (10) Louis Blanc, *La république une et indivisible*, Paris, 1851.
- (11) *Ibid.*, p. 60.
- (12) *Ibid.*, p. 53.
- (13) *Ibid.*, p. 88.

## 第五節 第二帝政期——「友愛」から「連帯」へ

### 第一款 第二帝政の成立

一八四九年に大統領の地位に就いたルイリナポレオン・ボナパルトによる一八五一年十二月二日のクーアタが成功すると、多くの共和派は、彼の統治を支持する側に回つた<sup>(1)</sup>。ナポレオン三世の統治は、たんなる帝政への復古ではなく、一八三〇年代以降の共和主義者の思想を取り入れることで、基盤を強固にしようとしたものであった。ここでは、ルイ・

ナポレオンの統治像の特徴を、秩序観(皇帝の象徴的役割)、直接普通選挙(plébiscite)、「秩序」と「繁栄」による「社会問題」への対応、という三点について指摘する。

ルイ・ナポレオンは、一八四〇年の著書『ナポレオンの理念』において、自らの秩序観を簡明に論じている。彼によれば、フランス革命は、民衆の解放という「政治的」目的を達成したが、貧困の廃絶という「社会的」目的には失敗した。<sup>(2)</sup>これにたいして、ナポレオン一世による統治は、「秩序」と「繁栄」を同時に保障することで、「社会革命と政治革命の成功」をもたらした。<sup>(3)</sup>しかし、一八一五年以降、旧体制の復古がもたらされ、一八三〇年の革命も、「無秩序」と「混乱」を招いたにすぎなかった。「ナポレオンの理念」とは、この状態に終止符を打ち、フランス革命を引き継ぎつつ、「秩序と自由、人民の権利と権威の原則を和解させる」ための理念である。<sup>(4)</sup>彼はその秩序像を、次のように説明する。

「それ「ナポレオンの理念」は、政治的諸党派から超越し、国家的偏見から免れることで、フランスの中にたやすく和解できる兄弟のみを見出し、ヨーロッパ諸国の中に、ただ一つの大家族の成員のみを見出す。<sup>(5)</sup>」

一人の「偉大な人物」が、あらゆる分裂や党派を超越する立場に身を置き、統治を行うことで、「ナシオンを統合」し、「和解」をもたらすことが可能となる。共和主義者にとつて、「友愛」とは、「人類」「ナシオン」を宗教的象徴として指定し、その下に帰属することで、人びとを「兄弟」として表象しようとするものであった。「ナポレオンの理念」においては、一人の「偉大な人物」が、統合の宗教的象徴となる。「ナポレオンの理念とは、福音的観念(idée évangélique)の如きものである。<sup>(6)</sup>」その下に帰属することで、「人民」が平等で単一の「家族」として表象され、「友愛」が実現する。

この統治は、直接普通選挙による皇帝への信任(plébiscite)を通じて支持を調達する。ルイ・ナポレオンによれば、「そ

れ「ナポレオンの理念」の武器は、人民全体である<sup>(7)</sup>。皇帝の超越的權威は、「デモクラシー」によってこそ実現される。「デモクラシー」を基礎とする政府では、ただ首長のみが統治権力を有する。道徳的力 (force morale) は彼からしか引き出されないし、憎しみであれ愛情であれ、すべては彼を直接の起源とする。こうした社会では、他のいかなる社会よりも、強力な集権化が行われなければならない<sup>(8)</sup>。人民が平等に権利を行使する社会でこそ、「集権化」が必要となり、皇帝は超越的な權威を獲得する。一方、こうした權威の下に帰属することで、「人民」の平等と一体性が実現する。「ナポレオンの理念」とは、万人の平等という「デモクラシー」の理念と、万人に優越する一人の支配者の超越的權威とが結合することによって、はじめて成立するものであった。

ナポレオン三世は、「秩序」と「繁栄」による「社会問題」の解決を目指した。一八四四年に著した『大衆的貧困の根絶』では、国家の主導による公共事業 (特に農業植民) と、最低賃金の規定などによって、貧民の生活水準を向上させ、それを通じて国内全体の消費を活性化させ、全体の「繁栄」を実現する、という社会改革プログラムが提唱された<sup>(9)</sup>。こうした政策を実現するためには、富裕層のみの支持する政府ではなく、「デモクラシー」に基づく強力な政府が必要である。「デモクラシー」の理念が勝利すること、大衆的貧困は根絶される<sup>(10)</sup>。ナポレオン三世の統治の下では、サン・シモン主義の影響を背景に、国家主導の下で、鉱山・炭鉱労働の拡大、鉄道網の整備、保険の導入、共済組合の奨励などが行われた。経済発展と権威的な社会政策を組み合わせたこの統治の下で、帝政末期に至るまで、労働運動や「社会問題」への議論は、相対的に活性化しなかった。

(1) Weill, *Histoire du parti républicain en France*, op. cit., p. 402.

(2) Louis-Bonaparte Napoléon, « L'idée napoléonienne », 1840, dans *Oeuvres Napoléon III*, t. 1, Paris, 1854, p. 3.

- (3) *Ibid.*, p. 4.
- (4) *Ibid.*, p. 8.
- (5) *Ibid.*, p. 9.
- (6) *Ibid.*, p. 11.
- (7) *Ibid.*, p. 10.
- (8) Louis-Bonaparte Napoléon, « Des idées napoléoniennes », 1839, dans *Oeuvres de Napoléon III*, t. 1, Paris, 1854, p. 56.
- (9) Louis-Bonaparte Napoléon, « Extinction du paupérisme », 1844, dans *Oeuvres de Napoléon III*, t. 2, Paris, 1854, pp. 107-161.
- (10) *Ibid.*, p. 151.
- (11) Georges Weill, *Histoire du mouvement social en France (1852-1924)*, Paris, 1924, p. 5.

第二款 共和主義の再構成

一八五一年十二月二日のクーデタの後、帝政に反対した共和主義者は、「知的な危機」を経験<sup>(12)</sup>した。ジュール・ヴァレ (Julie Vales) は次のように回顧している。「十二月二日の草刈り (coup de millet) のあと、ある者は気が狂い、ある者は死んだ……。別の者は、それでも「現実を」直視し、理解したが、貧困によって力を奪われ、辛苦に喘ぎ、疲弊した<sup>(13)</sup>」。ルドリュ・ロラン、ルイ・ブラン、ミシユレ、ユゴーなど四八年世代に共通するのは、ロマン主義的傾向、宗教的なものへのコミットメント、直接民主制への親和性であった。これにたいして、第二帝政期以降に活躍する共和主義者—エミール・リトレ、デュポン・ウイット、エティエンヌ・ヴァシユロ、ユージェンヌ・ペルタン、ジュール・バルニ、アルフレッド・フィエなどは、絶対的なものやドグマティズムを拒否し、理性と「科学」に基づくデモクラシーの哲学的

弁証を模索する<sup>(15)</sup>。彼らは、共和派知識人が民衆層を統合するために援用した共和体制の論理が、そのまま帝政の正当化に用いられていったプロセスを目の当たりにした。第二共和政以前の共和主義者と異なり、四八年以降の世代は、帝政と共和政とを区別する指標を、「友愛」の共和主義、普通選挙制、社会政策の漸進的実現という点のみに求めることはできなかつた。彼らの拠って立つべき地点は、より原理的な次元における「共和主義」の弁証でなければならなかつた<sup>(16)</sup>。この時期における「友愛」批判、「デモクラシー」論、カント主義と「人間性」へのコミットメントは、このような文脈における「共和主義の再構成」の試みとして把握することができる。

## (二)「友愛」批判

新しい世代の共和主義者に共通するのは、キリスト教と距離を取り、十九世紀前半の「友愛」概念を批判することである。ラルースは、『十九世紀大事典』(Pierre Larousse, *Grand dictionnaire universel du XIX<sup>e</sup> siècle*, 1866-1878) において、「友愛 (fraternité)」を、自由・平等と異なり「特定の成文法の対象となりえないもの」と述べた。「友愛」とは、あらゆる法の背後にあつて、社会秩序を支える「相互の愛と慈善の感情 (sentiment)」であるが、同時に「曖昧で、不正確なもの」とどまる。バルニは、「友愛」を「隣人を己自身の如く愛せ」というキリスト教的格律と同列のものと論じた。彼によれば、「友愛は、厳格な法に関する事柄ではなく、むしろ慈善 (bienveillance) や愛 (amour) に関する事柄であり、立法というよりむしろ習俗に依存する<sup>(17)</sup>」。

こうした「法」と「モラル」「習俗」との対比は、この時期の共和主義者に共通する図式であつた。明確に限定されない「モラル」を法的概念で表現するならば、国家の介入の範囲を限定することは不可能となる。ヴァシユロは次のように言う。「自由・平等は原理であるが、友愛は感情にすぎない。ところで、あらゆる感情は、どれほど強く、深く、

一般的であろうとも、法ではない。愛情というモラルはどこへ至るだろうか？正義を踏みこむ盲目の慈善である。友愛の政治はどこへと導くことができるだろうか？自由と人間の尊厳の無視である<sup>(18)</sup>。ヴァシユロは、「あるがままの社会(société de nature)」と「正義に基づく社会(société de justice)」とを区別する。「友愛」とは、現に存在する諸個人のあいだの平等を求める「自然的感情」である<sup>(19)</sup>。これにたいして、「正義」が求めるのは、人びとが権利の平等(市民的平等(égalité civile))もしくは「政治的平等(égalité politique)」を尊重しあうことである<sup>(20)</sup>。「市民的平等」は、職業や役割の多様性を否定しない。彼の前の世代に欠けていたのは、「友愛」という「自然的感情」と区別された「政治的概念(notion politique)」への理解であった<sup>(21)</sup>。

アルフレッド・ファイエは、一八八〇年の時点で次のような「友愛」論を展開している<sup>(22)</sup>。彼によれば、革命以降の社会思想のキーコンセプトである「友愛」には、様々な理解が存在した。しかし、「法」「理念」としての「友愛」は、「愛情」「感情」としてのキリスト教的「慈善」とは、明確に区別されなければならない。キリスト教的「慈善」を成り立たしめるのは、人間同士の関係ではなく、個々の人間を超越した「神」への愛である<sup>(23)</sup>。「キリスト教は、人びとを統合するために、いわば人びとの外部、人びとを超越したものを考慮に入れる<sup>(24)</sup>」。こうした超越的存在の下に帰属することで、人びとが単一の共同体を形成し、「慈善」という感情で結ばれる。一方、近代の特徴は、「人間(homme)」の価値と尊厳を、超越的目的や神学的信仰に従属させないことである<sup>(25)</sup>。「友愛」とは、神や自然などの超越的・外的価値ではなく、人間同士の自発的関係の内部に見出される理念でなければならない<sup>(26)</sup>。この内在的理念としての「友愛」は、「正義」に基礎づけられてはじめて、明確な「対象・目的・規則」を与えられる<sup>(27)</sup>。ファイエによれば、こうした「正義」は「社会科学」によって導出される<sup>(28)</sup>。

バルニ、ヴァシユロ、ファイエに共通するのは、現に存在する諸個人を結びつける無制約な「感情」「愛情」と、政治

的秩序を成り立たしめる、限定された「正義」との区別である。ヴァシユロは言う。「社会を構成する〔あるがままの〕諸個人は、市民、すなわち自らの権利と義務を認識している人びとと同列には扱えない」。<sup>(29)</sup> 言い換えれば、諸個人は、四八年世代の共和主義者の主張したように、情緒的「友愛」で結ばれることによって、「人民」という単一の政治的集合を形成するのではない。むしろ「正義」を認識することによってはじめて、政治体を担う「市民」となる。「正義」は、自然や神といった外的・超越的価値によって与えられるのではなく、「社会」に内在する原理であり、「科学」によって発見される。ヴァシユロは、絶対的権威を前提する宗教と、個人の自由な検討を前提する「デモクラシー」とは両立しない、と論じている。<sup>(30)</sup> ヴァシユロやバルニにとって、「デモクラシー」とは、人びとの関係に内在する原理によって規制された「社会」である。

## (二)「デモクラシー」

すでに指摘したように、十八世紀末に至るまで、「デモクラシー」という語は、無教養な民衆による専制支配として、否定的な含意を有していた。一八三〇年代以降の用法では、特定の政治体制というよりも、あらゆる条件の平等化へと向かう社会的傾向や運命的な力を指すものとして、この語が用いられた。<sup>(31)</sup> 四八年前後の社会主義者や共和主義者は、平等の行き渡った社会状態と、人民主権の実現した政治体制とを混同し、共和政のみならず、社会主義の目指す社会と同じものとして、「デモクラシー」を用いた。例えば、フリーエ主義者コンシデランの編集する「デモクラシー・パシフィック」では、「すべての社会主義者は共和主義者であり、すべての共和主義者は社会主義者である」と宣言されている。<sup>(32)</sup> コンシデランの一八四七年の著作『十九世紀におけるデモクラシーの宣言』では、政治的権利の平等のみを唱えるデモクラシー、私有財産の撤廃を唱える社会主義者のデモクラシーと区別された、穏健な社会の組織化による「平和的デモ

クラシー」(democratic pacifique)の実現が主張された。<sup>(33)</sup>

第二共和政が挫折すると、第二帝政下の共和主義者のあいだでは、「レピュブリク」に代わって「デモクラシー」という語の使用が一般化する。<sup>(34)</sup> ナポレオン三世自身が、皇帝支配を「デモクラシー」と結び付けていたことは、すでに指摘した。帝政に反対する共和主義者の間でも、ヴァシユロ、バルニ、プレヴォスト・パラルドなどにおいて、この語が好んで用いられた。<sup>(35)</sup> 彼らにとって「デモクラシー」とは、人民主権や普通選挙権という政治的権利によって特徴づけられるのではなく、正しい「習俗」「モラル」に支えられる体制である。プレヴォスト・パラルドは、王政であれ帝政であれ共和政であれ、「民主的体制」を持たずとも、社会はデモクラティックでありうる」と主張する。<sup>(36)</sup> バルニによれば、「善きデモクラシーは、…モラルに依拠する時にのみ、悪徳を避け、あるべき姿を示すことができる」。<sup>(37)</sup> ヴァシユロは、「自由」の精神が根づいた社会状態を、「デモクラシー」と称した。彼らは、普通選挙権や労働の権利によって成り立つ「共和国」の挫折を踏まえ、自らの求める社会状態を、「レピュブリク」ではなく「デモクラシー」と称した。それを成り立たしめるのは、特定の政治制度や国制ではなく、善き「習俗」「モラル」である。「モラル」を根づかせるためには、「科学」に基づく教育、家庭の役割、コミュニケーションを中心とした分権化が必要である。善き「モラル」を導出し、哲学的に正当化するために、この時期の共和主義者たちに受容された思想が、カント哲学であった。

以上の議論を踏まえ、第二帝政末期の共和主義者の問題構成を、以下の三点にまとめておこう。

第一は、「政治的なもの」の再検討である。これまで論じてきたように、法的・政治的領域と「モラル」の領域とを区別しようとした政治経済学や社会経済学は、「社会問題」への対応を、公権力の介入ではなく、私的扶助の組織化と下層階級の「モラル化」に委ねようとした。しかし、階層的社会観を前提としたこの対応は、個人の自発性や自律性の

位置を与えず、一八四〇年代以降、問題を「政治化」することへと帰結した。他方で、法的・政治的領域と「モラル」の領域とを同一視し、「社会的なもの」を「政治的」な言葉で語ろうとした「社会的共和主義」は、「友愛」の法制化の可能性に直面し、強い国家と秩序の安定を実現すると称する権威主義体制へと転化することになった。第二帝政末期の共和主義者は、「モラル」の哲学的探求を通じた「法」の再定義という形で、両者の関係を問い直していく。

第二は、「平等」観の再検討である。革命以降のフランスにおいて、「人民」概念をめぐる理念的平等主義と事実的平等との乖離が問われ続けたことは、これまで論じたとおりである。「人民」の「代表」という機制によって、実質的に上層階級と下層階級の不平等を維持しようとした政治経済学・社会経済学にたいし、社会的共和主義は、「人類」への宗教的コミットメントを介して、平等の実質化を主張し、国家による諸権利の実現を訴えた。第二帝政から第三共和政期にかけての共和主義者の課題は、これらとは異なる論理によって、共和国を支える「人民」の意思を規定し、理念的平等と事実的不平等との乖離を媒介することにあつた。彼らは一方で、「友愛」の論理を引き継ぎ、公権力の一定の介入を認めつつ、それを制約する論理を模索する。他方では、労働者階級の「モラル化」という課題を「新しい慈善」から引き継ぎ、教育を通じた「市民」の育成を、最も重要な課題と見なす。家庭の強化、国家権力の分権化に加え、国家による公教育が、社会カトリシズム、社会経済学などとのあいだで、第三共和政期における主要な政治的争点を形成する。<sup>(38)</sup>

最後に、以上の変化の基層に見出せるのが、「社会」観の問い直しである。革命期の共和主義における、抽象的個人から成る単一の政治的集合体という理念、「社会経済学」に見られる、権利の平等と区別された階層的社会集団の複合体という捉え方、そして一八四八年を中心とした「社会的共和主義」に見られる、共通の象徴によって結ばれた想像的共同体（政治と社会の結合）という理念にたいし、第二帝政から第三共和政にかけての共和主義者は、不平等と差異を

はらんだ具体的諸個人の関係に内在する秩序原理を「科学的」に表現する新しい「社会科学」を唱える(社会学の制度化)。このような「社会」観の哲学的前提として、カント主義と実証主義が導入される。以上のような知的動向を背景として、十九世紀末に「連帯主義」が生まれ、政治的イデオロギーとして広範に受容されると同時に、フランス福祉国家の原型を準備していくことになる。

- (12) J. Tchernoff, *Le parti républicain au coup d'Etat et sous le Second Empire*, Paris, 1906, p. 165.
- (13) Cité par Tchernoff, *op. cit.*, p. 166.
- (14) Cf. Nicolet, *L'idée républicaine en France*, *op. cit.*, p. 152.
- (15) Weill, *Histoire du parti républicain en France*, *op. cit.*, p. 429 et s.; Tchernoff, *op. cit.*, p. 167, p. 288.
- (16) やらに、帝政下で言論・結社の自由が奪われ、雑誌「ル・シエクル (Le siècle)」など一部を除くと、共和派の雑誌や運動拠点が国内で失われたことで、共和主義者の活動は思弁的な方向へと向かわざるをえなかった。
- (17) Jules Banti, *Manuel républicain*, 1872, repris dans *La morale dans la démocratie*, Paris, Kime, 1992, p. 281.
- (18) Etienne Vacherot, *La démocratie*, Paris, 1860, p. 9.
- (19) *Ibid.*, p. 37.
- (20) *Ibid.*, pp. 30-31.
- (21) *Ibid.*, p. 37.
- (22) Alfred Fouillée, *La science sociale contemporaine*, Paris, Hachette, 1880, pp. 326-378.
- (23) *Ibid.*, p. 330.
- (24) *Ibid.*, p. 330.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*, p. 332.

- (27) *Ibid.*, p. 342.
- (28) *Ibid.*, p. 343.
- (29) Vacherot, *La démocratie, op. cit.*, p. 24.
- (30) *Ibid.*, p. 59.
- (31) 例へば、Tocqueville, *Démocratie en Amérique*, 1835-1840 ; Guizot, *De la démocratie en France*, 1849.
- (32) *Démocratie pacifique*, le 25 février 1848.
- (33) V. Considerant, *Manifeste de la démocratie au 19<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1847. その他の例として、*La République démocratique et sociale : exposition des principes socialistes et de leur application immédiate en France*, 2<sup>e</sup> ed., Paris, 1849 など。トクヴェイルは、一八四八年に社会主義とデモクラシーを同一視する用法を批判し、「社会状態、習俗、法」が平等でありながら、諸個人が独立を享受しているような状態を、「デモクラシー」と称している。Cf. Tocqueville, « Discours de M. de Tocqueville », Garnier éd., *Le droit au travail à l'Assemblée nationale, op. cit.*, p. 107.
- (34) Nicolet, *L'idée républicaine en France, op. cit.*, p. 20.
- (35) Vachelot, *La Démocratie*, Paris, 1860 ; Barni, *La Morale dans la démocratie*, Paris, 1868 ; Prévoist-Paradol, *La France nouvelle*, Paris, 1868.
- (36) Prévoist-Paradol, *op. cit.*, pp. 4-6. ただし彼によれば、デモクラティックな社会は、必然的に民主的体制へと収斂する。
- (37) Barni, *La morale dans la démocratie, op. cit.*, p. 33.
- (38) Vacherot, *La démocratie, op. cit.*, pp. 65-78, pp. 139-156, p. 219 et s. ; Barni, *La morale dans la démocratie, op. cit.*, pp. 287-295. )  
 の時期の分権論は、ジャコバン主義批判というだけでなく、地域共同体へのコミットメントを通して、「共同生活の感情」(Vacherot, *op. cit.*, p. 241)、「同一地域での家族的結合」(Barni, *op. cit.*, p. 293) をもたらすためのものであった。第二帝政期の共和主義者の分権論については、Hazareesingh, *From Subject to Citizen, op. cit.* が詳しい分析を行っている。